

令和5年11月24日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件名	主管課	
1	令和5年度山口県一般会計補正予算(第4号)についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課	p 2
2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課	p 7 別冊資料
3	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申し出について(報告承認)	教職員課	p 3 5 別冊資料
4	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課	p 5 5 別冊資料
5	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課	p 6 2 別冊資料
6	会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について(報告承認)	教職員課	p 6 9 別冊資料
7	公立大学法人山口県立大学からの附属高等学校設置に関する要望への対応について	教育政策課 高校教育課	p 7 5

報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和5年人事委員会勧告の概要について	教職員課	p 8 2
2	令和6年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について	高校教育課	p 8 6

協議事項

番号	件名	主管課	
2	「山口県子ども読書活動推進計画 第5次計画(素案)」について	地域連携教育推進課	p 9 2

議案第1号

令和5年度山口県一般会計補正予算（第4号）についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和5年（2023年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 5 教 政 第 4 9 6 号

令和 5 年(2023年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 1 1 月 1 5 日 付け 令 5 財 政 第 1 1 4 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て は、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年(2023年)11月15日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	115,608,803	1,354,596	107,592		9,926	1,237,078	116,963,399
項) 教育総務費	13,919,246	29,845			8,610	21,235	13,949,091
目) 教育総務費	5,784,763	29,845			8,610	21,235	5,814,608
事項) 職員給与費	2,676,346	29,845			8,610	21,235	2,706,191
項) 小学校費	38,168,918	595,802	61,026			534,776	38,764,720
目) 教職員費	38,168,918	595,802	61,026			534,776	38,764,720
事項) 教職員給与費	37,823,513	595,802	61,026			534,776	38,419,315
項) 中学校費	23,859,338	324,370	37,264			287,106	24,183,708
目) 教職員費	23,859,338	324,370	37,264			287,106	24,183,708
事項) 教職員給与費	23,278,842	324,370	37,264			287,106	23,603,212
項) 高等学校費	23,733,473	256,080				256,080	23,989,553
目) 高等学校総務費	20,181,552	256,080				256,080	20,437,632
事項) 教職員給与費	19,218,592	256,080				256,080	19,474,672
項) 特別支援学校費	13,801,883	138,355	9,302			129,053	13,940,238
目) 特別支援学校費	13,801,883	138,355	9,302			129,053	13,940,238
事項) 教職員給与費	10,101,872	138,355	9,302			129,053	10,240,227
項) 社会教育費	1,433,292	7,819			1,176	6,643	1,441,111
目) 社会教育総務費	891,517	7,819			1,176	6,643	899,336
事項) 職員給与費	707,531	7,819			1,176	6,643	715,350
項) 保健体育費	692,653	2,325			140	2,185	694,978
目) 保健体育総務費	583,486	2,325			140	2,185	585,811
事項) 職員給与費	175,490	2,325			140	2,185	177,815
款) 災害復旧費	60,000						60,000
教育委員会合計	115,668,803	1,354,596	107,592		9,926	1,237,078	117,023,399

■繰越明許費

(単位：千円)

款・項・事項名	現計予算額	繰越予定額	繰越予定額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 教育総務費 事項) 教職員住宅管理費	26,194	11,000			11,000	
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 校舎改築費	172,100	29,039		21,000		8,039
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 大規模改造事業費	830,278	273,946		193,000		80,946
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	453,878	10,657				10,657

令和5年度11月補正予算(案)の概要について

1 歳出予算

人事委員会勧告を受け、所要の補正を行うもの。

【主な増減要因】

(単位：千円)

区分	主な改定内容	補正額
給与改定		1,354,596
給料	給与改定費 +1.05%	575,861
期末手当	一般職：2.40月 → 2.45月	338,080
勤勉手当	一般職：2.00月 → 2.05月	314,454
その他	給料表の引上げ改定に伴う共済費等の増	126,201
合計		1,354,596

2 繰越明許費

(単位：千円)

事項	事業概要	繰越予定額	摘要
教職員住宅管理費	旧響高校校長住宅解体工事	11,000	入札不調により、入札手続きに不測の日数を要したため
校舎改築費	山口農業高校林業園芸実習等新築設計	29,039	現地確認の結果、追加の測量調査が必要となったため
大規模改修費	大津緑洋高校(日置)生活科棟外壁改修工事 他2件	273,946	入札不調により、入札手続きに不測の日数を要した等のため
施設改修費	豊浦高校食堂棟改修設計	10,657	改修内容・改修方法の調整に不測の日数を要したため
合計		324,642	

議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和5年（2023年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令和 5 年(2023年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 1 1 月 1 5 日付け令 5 財 政 第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年(2023年)11月15日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第2・3号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和5年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年山口県条例第2号)等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和27年山口県条例第6号)の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する手当の支給限度額を月額415,600円(現行414,800円)とする。

イ 期末手当

支給期	現行の支給割合	改正後の支給割合
6月期	1.20 月分	1.225 月分
12月期	1.20	1.225
合計	2.40	2.45

ウ 勤勉手当

支給期	現行の支給割合	改正後の支給割合
6月期	1.00 月分	1.025 月分
12月期	1.00	1.025
合計	2.00	2.05

3 施行期日

規則で定める日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和五年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	382,000
2	429,000
3	480,000
4	542,000
5	619,000
6	722,000
7	844,000

第八条第二項及び第三項中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	405,000
2	464,000
3	525,000
4	607,000
5	705,000
6	804,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	338,000
2	373,000
3	400,000

第六条第二項中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

	146	306,400	338,100					
	147	306,700	338,500					
	148	307,200	338,900					
	149	307,400	339,200					
	150	307,600	339,600					
	151	307,900	340,000					
	152	308,200	340,400					
	153	308,600	340,700					
	154	308,800						
	155	309,000						
	156	309,300						
	157	309,600						
	158	309,900						
	159	310,200						
	160	310,500						
	161	310,900						
	162	311,200						
	163	311,500						
	164	311,800						
	165	312,200						
	166	312,500						
	167	312,800						
	168	313,100						
	169	313,500						
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		237,600	258,000	265,200	275,500	291,900	329,300	374,100

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

96	287,400	319,800	352,900	370,500
97	288,000	320,300	353,300	371,100
98	288,600	320,600	353,700	371,600
99	289,200	321,200	354,200	372,100
100	290,100	321,800	354,600	372,600
101	290,900	322,200	355,100	373,200
102	291,700	322,800	355,500	373,700
103	292,500	323,400	356,000	374,200
104	293,300	323,900	356,400	374,600
105	293,900	324,300	356,700	375,200
106	294,400	324,800	357,200	375,700
107	294,900	325,300	357,600	376,200
108	295,300	325,800	357,900	376,700
109	295,500	326,200	358,400	377,300
110	295,800	326,600	358,900	377,700
111	296,000	326,900	359,400	378,200
112	296,300	327,200	359,900	378,700
113	296,600	327,500	360,400	379,300
114	296,800	327,900	360,900	
115	297,100	328,400	361,400	
116	297,300	328,700	361,800	
117	297,600	328,900	362,200	
118	297,900	329,200	362,600	
119	298,200	329,600	363,100	
120	298,500	329,800	363,600	
121	298,800	330,000	364,000	
122	299,200	330,300	364,500	
123	299,500	330,600	365,000	
124	299,900	330,900	365,500	
125	300,100	331,100	365,800	
126	300,300	331,400		
127	300,600	331,800		
128	301,000	332,000		
129	301,200	332,200		
130	301,500	332,400		
131	301,900	332,800		
132	302,300	333,000		
133	302,500	333,300		
134	302,800	333,700		
135	303,200	334,100		
136	303,500	334,500		
137	303,700	334,800		
138	304,000	335,200		
139	304,400	335,600		
140	304,700	336,000		
141	304,900	336,300		
142	305,300	336,700		
143	305,700	337,000		
144	306,000	337,400		
145	306,200	337,700		

	45	246,000	265,300	298,200	323,300	360,300	415,500	455,700
	46	247,000	266,000	299,500	324,700	361,300	416,600	456,400
	47	247,900	266,700	300,900	326,100	362,700	417,700	457,200
	48	248,700	267,400	302,100	327,600	364,000	418,900	458,000
	49	249,500	268,100	303,200	328,700	365,400	420,200	458,700
	50	250,400	269,000	304,400	330,000	366,800	421,300	459,400
	51	251,300	269,700	305,600	331,300	368,100	422,500	460,100
	52	252,200	270,600	306,900	332,600	369,400	423,600	460,900
	53	252,800	271,500	308,300	334,000	370,900	424,800	461,700
	54	253,700	272,600	309,600	335,300	372,100	425,800	462,500
	55	254,600	273,700	310,900	336,600	373,200	426,900	463,200
	56	255,400	274,900	312,200	337,900	374,400	428,000	463,900
	57	256,100	276,100	313,000	338,800	375,500	429,100	464,700
	58	257,000	277,500	314,200	340,100	376,400	429,600	
	59	257,600	278,800	315,400	341,300	377,400	430,200	
	60	258,400	280,100	316,800	342,600	378,400	430,600	
	61	259,100	281,300	317,900	343,600	379,000	431,200	
	62	259,800	282,500	319,200	344,500	379,800	431,700	
	63	260,500	283,700	320,400	345,600	380,600	432,100	
	64	261,200	284,800	321,600	346,900	381,400	432,600	
	65	261,800	285,800	322,800	348,000	382,100	433,200	
	66	262,500	287,000	324,100	349,200	382,800	433,600	
	67	263,100	288,200	325,300	350,500	383,600	433,900	
	68	263,700	289,200	326,500	351,600	384,300	434,200	
	69	264,300	290,200	327,200	352,500	384,900	434,600	
	70	264,900	291,600	328,300	353,400	385,500		
	71	265,700	292,900	329,400	354,500	386,200		
	72	266,500	294,100	330,300	355,600	386,800		
	73	267,700	295,100	331,500	356,400	387,500		
	74	268,900	296,400	332,200	357,500	388,000		
	75	269,900	297,600	333,300	358,600	388,600		
	76	270,900	298,800	334,400	359,600	389,100		
	77	271,800	300,100	335,500	360,300	389,500		
	78	272,700	301,400	336,700	361,100	390,100		
	79	273,600	302,600	337,800	361,900	390,600		
	80	274,500	303,800	338,900	362,600	390,900		
	81	275,300	304,300	340,000	363,200	391,200		
	82	276,200	305,500	341,100	363,700	391,700		
	83	277,100	306,600	342,100	364,300	392,100		
	84	277,700	307,700	343,200	364,800	392,400		
短時間勤務職員以	85	278,400	308,800	344,100	365,400	392,700		
外の職員	86	279,100	310,000	345,100	365,900	393,200		
	87	279,800	311,200	346,000	366,500	393,700		
	88	280,500	312,300	347,000	367,000	394,100		
	89	281,300	313,400	347,900	367,400	394,400		
	90	282,100	314,600	348,700	367,800	394,800		
	91	282,900	315,800	349,600	368,400	395,300		
	92	283,700	317,000	350,400	368,900	395,700		
	93	284,600	317,800	351,000	369,200	396,100		
	94	285,600	318,500	351,600	369,700			
	95	286,500	319,200	352,300	370,100			

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,600	212,300	255,200	274,100	295,600	334,900	378,500
	2	186,000	214,200	256,600	275,000	297,100	336,900	381,100
	3	187,700	216,200	258,100	275,800	298,700	338,900	383,800
	4	189,100	218,100	259,500	276,600	300,300	340,900	386,400
	5	190,500	220,200	260,700	277,100	301,700	342,900	388,600
	6	192,000	222,000	261,500	278,000	303,400	345,000	390,800
	7	193,600	223,800	262,300	278,700	305,000	347,000	393,100
	8	195,100	225,500	263,000	279,600	306,600	349,000	395,400
	9	196,300	227,200	263,700	280,500	308,200	350,600	397,300
	10	198,000	228,600	264,400	281,100	309,600	352,600	399,400
	11	199,600	229,900	265,200	282,000	310,800	354,500	401,600
	12	201,100	230,800	265,900	282,900	312,100	356,500	403,900
	13	202,500	232,200	266,700	283,800	313,300	358,400	405,800
	14	204,500	233,200	267,600	284,800	314,900	360,400	407,800
	15	206,600	234,200	268,400	285,700	316,500	362,400	409,900
	16	208,600	235,100	269,300	286,600	318,200	364,400	411,900
	17	210,600	236,300	269,800	287,600	319,700	366,400	414,000
	18	212,600	237,700	270,700	288,600	321,200	368,400	416,200
	19	214,700	239,100	271,500	289,600	322,700	370,500	418,400
	20	216,700	240,200	272,300	290,700	324,100	372,500	420,500
	21	218,600	241,300	273,000	292,000	325,500	374,200	422,400
	22	220,400	242,900	273,700	293,400	326,900	376,300	424,300
	23	222,100	244,600	274,400	294,600	328,400	378,400	426,100
	24	223,800	246,000	275,200	295,800	329,800	380,400	428,000
	25	225,100	247,200	276,000	296,900	331,200	382,400	429,700
	26	226,400	248,500	276,700	298,300	332,600	384,000	431,300
	27	227,500	249,900	277,500	299,700	334,100	385,800	433,000
	28	228,500	251,200	278,300	301,200	335,500	387,600	434,700
	29	229,600	252,700	279,300	302,200	336,600	389,300	436,000
	30	230,400	253,700	280,400	303,500	338,100	391,000	437,300
	31	231,200	254,500	281,800	304,800	339,500	392,900	438,900
	32	231,900	255,200	283,000	306,000	341,000	394,700	440,400
	33	233,000	256,000	284,200	307,200	342,500	396,400	442,100
	34	234,200	256,900	285,600	308,600	344,000	398,100	443,700
	35	235,300	257,800	286,700	310,000	345,500	399,900	445,100
	36	236,400	258,500	287,900	311,400	347,000	401,600	446,500
	37	237,400	259,200	289,300	312,700	348,600	403,200	447,600
	38	238,700	260,100	290,400	314,000	350,300	404,900	448,900
	39	240,000	261,000	291,500	315,400	351,800	406,700	450,200
	40	241,200	261,900	292,500	316,900	353,300	408,500	451,600
	41	242,000	262,300	293,500	318,400	354,500	410,000	452,600
	42	243,000	263,100	294,700	319,800	356,000	411,500	453,300
	43	244,000	263,900	295,900	321,200	357,500	413,100	454,100
	44	245,000	264,600	297,100	322,500	358,900	414,400	454,700

90		293,500	329,800	350,800			
91		293,700	330,200	351,200			
92		293,900	330,600	351,500			
93		294,300	330,900	351,900			
94		294,500	331,100	352,200			
95		294,700	331,500	352,500			
96		295,000	331,800	352,800			
97		295,300	332,000	353,100			
98		295,500	332,300	353,500			
99		295,700	332,600	353,900			
100		296,000	332,900	354,300			
101		296,300	333,100	354,800			
102		296,500	333,400	355,200			
103		296,700	333,800	355,600			
104		297,000	334,000	356,000			
105		297,300	334,200	356,500			
106			334,400				
107			334,800				
108			335,000				
109			335,200				
110			335,600				
111			336,000				
112			336,400				
113			336,600				
短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	190,900	217,600	246,000	259,500	284,900	325,900	368,500

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

	42	224,600	255,400	286,400	315,700	361,300	401,100	443,900
	43	225,400	256,200	287,800	317,300	362,500	401,900	444,300
	44	226,300	257,000	289,100	318,800	363,700	402,700	444,700
	45	227,200	257,800	290,400	319,700	364,700	403,100	445,100
	46	228,100	259,000	292,000	321,100	365,500	403,700	445,500
	47	229,000	260,200	293,500	322,600	366,600	404,200	445,900
	48	229,900	261,300	294,900	324,200	367,700	404,600	446,200
	49	230,600	262,600	296,100	325,600	368,700	405,000	446,500
	50	231,500	263,900	297,600	326,900	369,700	405,300	446,900
	51	232,400	265,000	298,900	328,100	370,700	405,600	447,200
	52	233,200	266,000	300,500	329,300	371,600	405,900	447,500
	53	233,500	267,000	301,800	330,300	372,400	406,200	447,800
	54	234,300	268,100	303,200	331,300	373,200	406,500	
	55	234,900	269,300	304,600	332,300	374,100	406,800	
	56	235,600	270,400	305,900	333,300	374,900	407,100	
短時間勤務職員以外の職員	57	236,300	271,100	306,900	333,800	375,400	407,400	
	58	236,900	272,200	308,100	334,700	376,200	407,700	
	59	237,400	273,300	309,300	335,500	377,000	408,000	
	60	237,900	274,200	310,700	336,400	377,800	408,400	
	61	238,500	275,000	312,000	337,100	378,200	408,600	
	62	239,000	276,000	313,200	337,400	378,900	408,900	
	63	239,500	276,900	314,400	337,900	379,600	409,200	
	64	240,100	277,800	315,600	338,500	380,300	409,500	
	65	240,600	278,600	317,000	339,100	380,700	409,700	
	66	241,100	279,600	317,800	339,800	381,300		
	67	241,700	280,500	318,500	340,500	382,000		
	68	242,200	281,400	319,200	341,100	382,600		
	69	242,700	282,300	319,800	341,800	383,000		
	70	243,200	283,300	320,500	342,300	383,500		
71	243,600	284,400	321,200	342,900	384,000			
72	244,100	285,500	321,800	343,500	384,500			
73	244,600	286,100	322,400	343,800	385,100			
74	245,100	286,600	322,600	344,400	385,600			
75	245,600	287,100	323,100	344,900	386,200			
76	246,100	287,900	323,600	345,400	386,800			
77	246,400	288,700	324,200	345,900	387,300			
78	246,700	289,300	324,700	346,400	387,800			
79	247,000	289,900	325,200	346,900	388,300			
80	247,200	290,400	325,600	347,300	388,800			
81	247,400	290,900	326,200	347,600	389,100			
82	247,700	291,400	326,700	347,900	389,600			
83	248,000	291,800	327,100	348,300	390,000			
84	248,200	292,100	327,600	348,600	390,400			
85	248,400	292,300	328,100	349,200	390,800			
86		292,500	328,500	349,500				
87		292,700	328,700	349,800				
88		292,900	329,000	350,100				
89		293,300	329,400	350,500				

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,200	204,100	237,600	260,400	289,200	332,500	375,700
	2	169,600	205,700	238,900	261,500	291,000	334,500	378,300
	3	171,100	207,200	240,200	262,700	293,000	336,400	380,900
	4	172,500	208,600	241,400	263,800	294,900	338,300	383,600
	5	173,800	210,100	242,600	265,000	296,700	340,100	385,900
	6	175,600	211,300	243,800	266,200	298,700	342,100	388,600
	7	177,300	212,500	244,900	267,300	300,500	344,100	391,200
	8	178,900	213,700	246,000	268,300	302,500	346,200	393,900
	9	180,500	215,100	246,900	269,500	304,300	348,000	396,000
	10	182,200	216,600	248,000	270,200	305,900	350,100	398,300
	11	183,800	218,100	249,300	270,900	307,400	352,100	400,500
	12	185,700	219,700	250,400	271,700	309,000	354,100	402,700
	13	187,200	221,100	251,700	272,700	310,700	355,600	404,700
	14	189,000	222,600	253,000	273,700	312,600	357,600	406,700
	15	191,000	224,100	254,200	274,700	314,600	359,500	408,700
	16	192,800	225,600	255,400	275,800	316,400	361,500	410,700
	17	194,700	226,900	256,200	277,000	318,300	363,300	412,500
	18	195,900	228,200	257,400	278,500	320,200	365,300	414,500
	19	197,400	229,600	258,500	280,100	322,100	367,300	416,400
	20	198,800	230,900	259,600	281,700	323,900	369,300	418,200
	21	200,000	232,000	260,800	283,200	325,700	371,000	420,000
	22	201,500	233,100	261,600	284,900	327,600	373,000	421,600
	23	202,900	234,200	262,400	286,500	329,400	375,000	423,200
	24	204,300	235,300	263,200	288,100	331,400	377,000	424,700
	25	205,900	236,500	264,100	289,700	333,100	378,400	426,200
	26	206,900	237,700	265,100	291,200	335,000	380,200	427,500
	27	208,000	238,900	266,100	292,700	336,900	382,000	428,800
	28	209,100	240,000	267,100	294,300	338,700	383,700	430,100
	29	210,300	241,000	268,400	295,600	340,000	385,500	431,400
	30	211,400	242,300	269,900	297,100	341,800	387,000	432,600
	31	212,500	243,700	271,400	298,600	343,500	388,500	433,900
	32	213,600	244,900	272,700	300,100	345,300	390,000	435,000
	33	215,000	245,900	273,900	301,700	347,000	391,300	436,200
	34	216,300	247,200	275,500	303,300	348,800	392,600	437,400
	35	217,600	248,100	277,000	304,900	350,700	393,900	438,600
	36	218,800	249,300	278,500	306,500	352,500	395,000	439,800
	37	219,900	250,500	279,800	307,800	354,100	396,100	441,100
	38	220,900	251,600	281,200	309,400	355,800	397,300	441,900
	39	221,900	252,700	282,500	310,900	357,400	398,400	442,300
	40	222,900	253,700	283,800	312,400	359,000	399,500	443,000
	41	223,800	254,600	285,000	314,000	360,200	400,300	443,500

52	390,100	460,700	512,700	565,300
53	390,900	462,600	513,700	566,100
54	391,700	463,800	515,000	567,000
55	392,400	465,000	516,300	567,900
56	393,100	466,200	517,600	568,800
57	393,800	467,300	518,700	569,700
58	394,700	468,300	519,500	570,600
59	395,400	469,200	520,300	571,500
60	396,000	470,000	521,100	572,200
61	396,500	470,800	522,000	573,100
62	397,000	471,500	522,800	574,000
63	397,400	472,200	523,700	574,900
64	397,800	472,800	524,500	575,800
65	398,100	473,500	525,400	576,700
66		474,200	526,300	
67		474,800	527,000	
68		475,400	527,900	
69		475,700	528,800	
70		476,400	529,600	
71		477,100	530,500	
72		477,800	531,400	
73		478,200	532,200	
74		478,800	533,100	
75		479,500	534,000	
76		480,200	534,700	
77		480,600	535,500	
78		481,200	536,400	
79		481,800	537,300	
80		482,300	538,200	
81		482,900	539,000	
82		483,400	539,900	
83		483,900	540,800	
84		484,400	541,700	
85		484,800	542,500	
86		485,400	543,400	
87		485,800	544,300	
88		486,300	545,200	
89		486,800	546,000	
90		487,400		
91		488,000		
92		488,400		
93		488,900		
94		489,500		
95		490,100		
96		490,600		
97		491,100		
短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 299,100	円 341,800	円 396,700	円 470,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第四条関係)

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	266,400	348,800	409,400	477,700
	2	268,900	351,800	412,100	480,000
	3	271,300	354,600	414,700	482,200
	4	273,700	357,500	417,300	484,500
	5	275,800	360,000	419,700	486,700
	6	279,300	363,000	421,700	488,800
	7	282,800	366,100	423,500	491,000
	8	286,300	368,900	425,400	493,000
	9	289,900	371,000	427,200	494,900
	10	293,400	373,500	429,900	497,000
	11	297,000	376,200	432,500	499,200
	12	300,500	378,700	434,900	501,300
	13	304,100	381,400	437,100	503,400
	14	308,000	384,900	439,600	505,300
	15	311,900	387,900	441,600	507,400
	16	315,600	391,200	443,700	509,500
	17	319,200	394,200	445,700	511,400
	18	322,700	396,800	448,000	513,400
	19	326,200	399,300	450,200	515,400
	20	329,700	401,800	452,300	517,300
	21	333,300	404,400	453,700	519,100
	22	337,100	406,400	456,100	520,900
	23	340,500	408,000	458,400	522,700
	24	343,800	409,600	460,600	524,500
	25	347,100	411,300	462,600	526,100
	26	349,600	413,500	464,900	527,900
	27	352,200	415,700	467,100	529,700
	28	354,500	417,700	469,400	531,500
	29	356,600	419,800	471,500	533,100
	30	358,300	421,900	473,800	534,900
	31	360,000	423,500	476,100	536,700
	32	361,800	425,200	478,200	538,500
	33	363,700	427,100	480,100	540,200
	34	366,000	428,600	482,200	542,000
	35	368,100	430,400	484,300	543,700
	36	370,100	432,300	486,300	545,500
	37	372,000	434,200	488,400	547,100
	38	374,200	436,200	490,100	548,700
	39	376,300	438,000	491,900	550,100
	40	378,300	439,900	493,700	551,700
	41	380,300	441,700	495,300	553,200
	42	381,000	443,400	497,100	554,600
	43	381,600	445,100	499,000	556,000
	44	382,300	446,900	500,600	557,300
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	383,300	448,700	502,000	558,500
	46	384,600	450,500	503,700	559,500
	47	385,900	452,300	505,500	560,500
	48	387,200	454,000	507,200	561,600
	49	388,000	455,600	508,800	562,600
	50	388,800	457,300	510,100	563,500
	51	389,600	459,000	511,400	564,400

95	290,500	336,400			
96	291,400	336,800			
97	291,700	337,300			
98	292,600	337,800			
99	293,300	338,300			
100	294,200	338,800			
101	295,100	339,300			
102	295,700	339,800			
103	296,400	340,300			
104	297,100	340,800			
105	297,600	341,200			
106	298,100	341,600			
107	298,600	342,100			
108	299,000	342,500			
109	299,200	343,000			
110	299,600	343,400			
111	299,900	343,900			
112	300,100	344,300			
113	300,400	344,800			
114	300,700	345,200			
115	301,000	345,700			
116	301,300	346,100			
117	301,600	346,600			
118	302,000	347,000			
119	302,200	347,400			
120	302,500	347,800			
121	302,800	348,200			
短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 219,900	円 261,300	円 286,300	円 329,000	円 388,100

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

	45	237,200	297,200	367,800	413,500	503,100
	46	238,700	298,100	369,000	414,700	504,600
	47	240,200	299,100	370,200	416,300	506,200
	48	241,600	300,000	371,300	417,800	507,700
	49	243,000	301,100	372,300	419,100	509,400
	50	244,700	302,100	373,600	420,500	510,800
	51	246,300	303,000	374,900	421,900	512,200
	52	247,700	303,900	376,100	423,300	513,700
	53	248,900	304,900	376,800	424,700	514,800
	54	250,600	305,800	377,800	426,100	516,000
	55	252,200	306,600	378,700	427,500	517,200
	56	253,600	307,400	379,500	428,900	518,500
	57	254,800	307,800	380,200	430,000	519,400
	58	256,000	308,500	381,000	431,300	520,400
	59	256,900	309,400	381,700	432,700	521,400
	60	257,800	310,100	382,400	434,100	522,400
短時間勤務職員以外の職員	61	258,700	310,800	383,000	434,900	523,500
	62	259,500	311,800	383,700	435,800	524,400
	63	260,300	312,700	384,500	436,800	525,100
	64	261,100	313,600	385,300	437,700	525,800
	65	261,900	314,400	385,900	438,600	526,600
	66	262,700	315,300	386,700	439,400	527,400
	67	263,400	316,200	387,400	440,000	528,200
	68	264,000	317,200	388,100	440,800	529,000
	69	264,600	318,100	388,700	441,200	529,700
	70	265,600	319,100	389,400	441,800	530,500
	71	266,800	320,100	390,100	442,300	531,300
	72	267,800	321,100	390,800	442,800	532,100
	73	269,100	321,600	391,500	443,300	532,800
	74	270,300	322,600	392,100		
75	271,300	323,700	392,700			
76	272,300	324,700	393,400			
77	273,300	325,800	394,100			
78	274,300	326,800	394,700			
79	275,300	327,700	395,300			
80	276,200	328,600	395,900			
81	277,200	329,500	396,500			
82	278,300	330,300	397,100			
83	279,400	331,000	397,700			
84	280,300	331,600	398,300			
85	281,200	332,100	398,800			
86	282,100	332,600	399,300			
87	283,000	333,100	399,800			
88	283,800	333,600	400,500			
89	284,600	333,900	400,900			
90	285,700	334,400				
91	286,700	334,900				
92	287,700	335,300				
93	288,600	335,600				
94	289,500	336,000				

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務等の号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,500	211,400	293,400	341,000	393,900
	2	164,600	214,500	295,800	343,100	396,800
	3	165,800	217,200	298,100	345,000	399,400
	4	166,900	219,800	300,400	346,700	402,100
	5	168,000	222,300	302,600	348,400	404,200
	6	169,300	224,000	304,500	350,000	406,900
	7	170,700	225,700	306,300	351,400	409,600
	8	172,000	227,600	308,000	352,600	412,300
	9	173,000	229,500	309,700	354,100	414,900
	10	174,700	231,700	312,000	356,000	417,500
	11	176,300	234,100	314,200	358,000	420,200
	12	178,000	236,200	316,600	359,700	422,900
	13	179,400	238,200	318,500	361,500	425,500
	14	181,300	240,600	320,800	363,300	428,200
	15	183,200	243,100	323,200	364,900	431,000
	16	185,200	245,400	325,500	366,500	433,700
	17	186,900	247,600	327,700	368,000	436,200
	18	189,100	250,000	329,900	369,900	438,700
	19	191,100	252,700	331,800	371,600	441,200
	20	193,200	255,200	333,800	373,500	443,600
	21	195,300	257,600	335,800	375,000	446,100
	22	197,300	259,900	337,200	376,900	448,700
	23	199,300	262,100	338,400	378,600	451,300
	24	201,100	264,300	339,800	380,400	453,600
	25	203,000	266,600	341,400	381,800	455,800
	26	205,200	269,000	343,100	383,500	458,100
	27	207,300	271,200	344,900	385,400	460,600
	28	209,400	273,300	346,500	387,300	463,100
	29	211,500	275,600	348,100	389,000	465,600
	30	212,600	277,700	349,800	390,800	468,100
	31	213,900	279,600	351,200	392,700	470,600
	32	215,200	281,500	352,500	394,500	473,000
	33	216,900	283,200	353,700	396,100	475,300
	34	218,600	285,200	355,100	397,900	477,800
	35	220,500	287,200	356,400	399,500	480,200
	36	222,100	289,000	357,700	401,200	482,700
	37	223,600	290,700	358,900	402,400	485,100
	38	225,500	291,800	360,100	403,800	487,600
	39	227,400	292,900	361,300	405,200	490,000
	40	229,100	294,000	362,600	406,600	492,500
	41	230,800	295,000	363,300	407,900	494,800
	42	232,400	295,700	364,400	409,200	497,000
	43	234,100	296,200	365,600	410,700	499,300
	44	235,600	296,700	366,700	412,200	501,500

57	267,200	313,800	365,300	419,700	448,700	496,900
58	267,500	314,700	366,500	419,900	449,400	
59	267,800	315,500	367,600	420,300	450,100	
60	268,000	316,100	368,900	420,700	450,800	
61	268,300	316,600	370,000	421,000	451,200	
62	268,600	317,100	370,600	421,500	451,500	
63	268,900	317,500	371,100	422,100	451,800	
64	269,100	317,900	371,600	422,600	452,100	
65	269,300	318,200	371,900	423,200	452,300	
66	269,500	318,700	372,300	423,800	452,600	
67	269,700	319,200	372,700	424,300	452,900	
68	270,000	319,700	373,100	424,800	453,200	
69	270,300	320,300	373,300	425,400	453,400	
70			373,600	425,900	453,700	
71			374,000	426,500	454,000	
72			374,300	427,100	454,200	
73			374,700	427,600	454,400	
74			374,900	428,200		
75			375,300	428,700		
76			375,600	429,300		
77			375,900	429,800		
78			376,400	430,400		
79			376,900	431,100		
80			377,300	431,700		
81			377,700	432,000		
82			378,100	432,600		
83			378,600	433,300		
84			379,100	433,900		
85			379,500	434,300		
86			380,000	434,800		
87			380,400	435,500		
88			380,900	436,200		
89			381,400	436,400		
90			381,900			
91			382,400			
92			382,900			
93			383,200			
94			383,600			
95			384,100			
96			384,500			
97			385,000			
98			385,300			
99			385,800			
100			386,200			
101			386,800			
短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 222,700	円 252,900	円 282,400	円 323,500	円 352,600	円 399,500

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,100	247,600	289,300	334,300	367,900	423,300
	2	197,500	249,800	290,700	336,200	370,000	425,600
	3	200,100	251,700	292,100	338,200	372,100	427,900
	4	202,500	253,600	293,500	340,200	374,200	430,200
	5	205,000	255,600	294,600	342,200	375,800	432,400
	6	207,500	257,200	295,900	343,700	378,600	434,700
	7	210,000	258,800	297,200	345,100	381,500	437,000
	8	212,700	260,600	298,500	346,500	384,300	439,200
	9	215,100	262,500	299,500	347,500	386,900	440,900
	10	217,500	264,300	301,700	349,200	389,300	443,000
	11	220,000	266,000	303,800	351,300	391,600	445,100
	12	222,600	267,600	305,800	353,300	393,800	447,200
	13	225,000	269,200	307,900	354,800	396,300	448,900
	14	227,500	271,000	310,300	356,800	399,000	451,100
	15	230,200	272,700	312,500	358,900	401,600	453,200
	16	232,700	274,400	314,700	361,000	404,100	455,400
	17	235,000	275,900	316,900	363,000	406,600	457,500
	18	237,300	277,400	319,100	365,200	408,600	459,700
	19	239,500	279,000	321,200	367,400	410,300	462,000
	20	241,700	280,400	323,100	369,600	411,900	464,200
	21	243,500	281,700	325,000	371,700	413,400	466,200
	22	245,100	282,800	325,900	373,500	415,100	468,000
	23	246,600	283,900	326,700	374,900	416,900	469,700
	24	247,900	285,000	327,600	376,400	418,700	471,300
	25	249,400	286,000	328,500	378,200	420,200	472,700
	26	250,400	287,400	329,600	380,500	421,700	473,900
	27	251,300	288,700	330,600	382,900	423,300	475,100
	28	252,300	289,800	331,800	385,000	424,800	476,200
	29	253,600	290,900	332,800	386,700	425,800	477,200
	30	254,200	292,100	334,100	388,600	427,400	478,200
	31	255,000	293,400	335,500	390,500	428,900	479,200
	32	255,800	294,400	336,900	392,300	430,500	480,300
	33	256,900	295,100	338,100	394,000	432,000	480,600
	34	257,700	296,500	339,200	395,500	433,300	481,600
	35	258,500	297,500	340,200	397,100	434,600	482,500
	36	259,100	298,600	341,600	398,900	435,800	483,400
	37	259,600	299,400	343,000	400,400	436,800	484,300
	38	260,000	300,100	344,000	401,700	437,800	485,200
	39	260,500	300,900	345,100	403,100	438,700	486,100
	40	261,000	301,600	346,200	404,400	439,600	487,000
	41	261,500	302,200	347,000	404,900	440,000	487,800
	42	261,900	302,700	348,000	406,200	440,600	488,500
	43	262,300	303,200	349,100	407,400	441,200	489,200
	44	262,700	303,700	350,300	408,700	441,900	489,900
	45	263,300	304,200	351,400	410,100	442,400	490,400
	46	263,900	304,900	352,600	411,500	442,700	491,000
	47	264,400	305,800	353,800	412,800	443,200	491,600
	48	264,800	306,700	355,000	414,100	443,700	492,200
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	265,200	307,700	355,800	415,400	444,000	492,500
	50	265,500	308,600	357,000	416,300	444,600	493,100
	51	265,800	309,400	358,300	417,200	445,200	493,800
	52	266,000	310,200	359,600	417,900	445,900	494,300
	53	266,200	310,900	360,900	418,100	446,500	494,800
	54	266,500	311,600	362,200	418,500	447,200	495,500
	55	266,800	312,300	363,500	418,900	447,800	495,800
	56	267,000	313,000	364,700	419,400	448,400	496,400

112	320,000	348,200	371,300	396,100						
113	320,800	349,100	371,700	396,400						
114	321,500	350,100	372,100	396,900						
115	322,200	351,100	372,700	397,400						
116	322,800	352,100	373,200	397,900						
117	323,400	353,100	373,600	398,200						
118	324,200	353,500	374,100	398,700						
119	324,900	354,100	374,700	399,200						
120	325,700	354,700	375,200	399,700						
121	326,300	355,000	375,400	400,100						
122	326,600	355,400	375,900	400,600						
123	327,100	355,900	376,400	401,000						
124	327,600	356,300	376,800	401,500						
125	327,900	356,700	377,300	401,900						
126		357,100	377,800							
127		357,600	378,300							
128		358,000	378,800							
129		358,400	379,100							
130		358,800	379,600							
131		359,200	380,100							
132		359,600	380,600							
133		359,800	380,900							
134		360,300	381,400							
135		360,700	381,800							
136		361,000	382,200							
137		361,300	382,500							
138		361,700	383,000							
139		362,200	383,500							
140		362,700	384,000							
141		363,000	384,300							
142		363,500								
143		364,000								
144		364,500								
145		364,800								
短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	244,000	255,800	259,900	291,400	308,100	322,300	346,000	381,500	413,400	

備考 この表は、警察官に適用する。

	53	266,300	278,100	295,000	338,800	396,800	413,900	435,500	456,800
	54	267,500	278,800	296,500	340,400	397,900	414,600	435,900	457,000
	55	268,300	279,600	297,900	342,000	399,000	415,300	436,200	457,300
	56	269,400	280,400	299,300	343,600	400,100	415,900	436,500	457,500
	57	270,200	281,100	300,600	344,500	401,400	416,600	436,800	457,900
	58	271,000	282,400	302,200	346,200	402,200	417,000	437,100	458,100
	59	271,700	283,600	303,800	347,800	403,000	417,600	437,400	458,300
	60	272,400	285,000	305,100	349,400	403,600	418,200	437,700	458,500
	61	273,000	286,300	306,400	351,100	404,100	418,600	438,000	458,900
	62	273,600	287,700	307,900	352,800	404,800	419,200	438,300	
	63	274,200	288,900	309,300	354,400	405,500	419,700	438,600	
	64	274,800	290,300	310,600	356,100	406,200	420,200	438,900	
	65	275,500	291,600	311,900	357,600	406,500	420,700	439,200	
	66	276,500	292,700	313,500	359,200	407,200	421,300	439,500	
	67	277,500	293,800	314,900	360,700	407,900	421,700	439,800	
	68	278,300	294,900	316,300	362,300	408,400	422,200	440,100	
	69	279,200	296,300	317,700	363,500	408,800	422,600	440,300	
	70	280,400	297,700	319,100	364,900	409,300	422,900	440,600	
	71	281,500	299,000	320,400	366,200	409,900	423,200	440,900	
	72	282,700	300,100	321,800	367,600	410,400	423,500	441,100	
	73	283,700	301,300	322,500	368,700	410,900	423,800	441,300	
	74	284,800	302,400	324,000	369,900	411,300	424,100	441,600	
	75	285,800	303,500	325,500	371,100	411,800	424,400	441,900	
	76	286,800	304,600	327,200	372,300	412,300	424,700	442,200	
	77	287,800	305,500	329,100	373,600	412,800	424,900	442,400	
	78	288,900	306,900	330,800	374,800	413,300	425,200	442,700	
	79	289,900	308,100	332,400	376,000	413,900	425,500	443,000	
	80	290,500	309,400	334,000	377,100	414,400	425,700	443,300	
	81	291,400	310,600	335,600	378,300	414,800	425,900	443,500	
	82	292,400	312,000	337,200	379,500	415,400	426,200	443,800	
	83	293,300	313,100	338,800	380,600	415,900	426,500	444,100	
	84	294,100	314,400	340,400	381,800	416,100	426,700	444,400	
	85	295,200	315,300	341,800	382,900	416,400	426,900	444,500	
	86	296,300	316,700	343,300	383,500	416,900	427,200		
	87	297,200	318,000	344,800	384,000	417,200	427,500		
	88	298,200	319,500	346,200	384,500	417,500	427,700		
	89	299,200	321,000	347,500	385,100	417,800	427,900		
	90	300,400	322,500	348,700	385,700	418,200	428,200		
	91	301,500	323,900	350,000	386,300	418,600	428,500		
	92	302,600	325,400	351,300	386,900	419,000	428,700		
	93	303,100	326,600	352,600	387,200	419,300	428,900		
	94	304,200	327,900	354,100	387,700				
	95	305,300	329,200	355,600	388,300				
	96	306,600	330,500	357,000	388,800				
	97	307,700	331,700	358,300	389,200				
	98	308,900	333,000	359,500	389,600				
	99	310,100	334,300	360,600	390,200				
	100	311,300	335,500	361,800	390,700				
	101	312,400	336,900	362,900	391,100				
	102	313,400	337,800	364,000	391,700				
	103	314,400	338,800	365,100	392,300				
	104	315,400	339,900	366,300	392,800				
	105	316,200	341,000	367,500	393,100				
	106	316,800	342,100	368,000	393,500				
	107	317,400	343,100	368,600	394,000				
	108	318,100	344,100	369,200	394,300				
	109	318,600	345,300	369,800	394,600				
	110	319,100	346,300	370,300	395,100				
	111	319,500	347,300	370,800	395,600				

短時間勤務職員以外の職員

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,300	205,400	229,300	266,900	304,400	328,500	354,000	387,000	427,600
	2	191,100	207,100	231,300	268,500	306,200	330,600	356,200	389,200	429,400
	3	192,900	208,900	233,100	269,900	307,900	332,700	358,400	391,100	431,300
	4	194,700	210,700	235,000	271,300	309,700	334,700	360,300	393,100	433,200
	5	196,100	212,600	237,000	272,800	311,200	336,700	362,200	394,800	434,700
	6	198,000	214,800	238,500	274,100	313,000	338,200	364,200	396,800	436,300
	7	199,800	217,000	240,000	275,300	314,900	339,700	366,300	398,600	437,900
	8	201,700	219,200	241,600	276,500	316,800	341,200	368,100	400,400	439,400
	9	203,400	221,200	243,500	277,500	318,500	342,700	369,800	402,100	440,800
	10	205,100	223,300	245,100	278,700	320,500	344,900	371,800	404,000	442,500
	11	206,800	225,400	246,800	279,900	322,500	347,100	373,800	406,000	444,100
	12	208,500	227,200	248,300	281,000	324,500	349,100	375,800	408,000	445,500
	13	210,200	229,000	250,000	282,100	326,400	351,000	377,600	409,600	446,500
	14	212,200	230,800	251,900	283,400	328,000	353,000	379,600	411,700	448,100
	15	214,300	232,500	253,800	284,400	329,500	354,900	381,600	413,800	449,900
	16	216,300	234,200	255,600	285,500	331,000	356,800	383,700	415,900	451,700
	17	218,400	236,100	256,900	286,200	332,500	358,700	385,300	417,600	453,200
	18	220,300	237,500	258,400	287,600	334,800	360,700	387,300	419,200	455,100
	19	222,200	238,900	259,900	288,900	336,900	362,600	389,200	420,800	456,900
	20	224,100	240,300	261,300	290,200	339,000	364,600	391,200	422,400	458,600
	21	226,000	241,900	262,700	291,200	340,700	366,300	392,900	423,900	460,200
	22	227,800	243,400	263,500	292,200	342,500	368,300	395,000	425,500	461,900
	23	229,400	245,000	264,300	293,400	344,300	370,100	397,100	426,900	463,500
	24	230,900	246,600	265,200	294,500	346,100	372,000	399,100	428,300	465,300
	25	232,800	248,200	266,100	295,400	348,000	373,700	400,600	429,400	466,800
	26	234,200	249,800	267,200	296,900	350,100	375,700	402,600	430,800	468,200
	27	235,500	251,400	268,400	298,500	352,000	377,700	404,600	432,300	469,700
	28	237,000	253,000	269,300	300,000	353,800	379,700	406,700	433,900	471,000
	29	238,700	254,000	270,100	301,700	355,600	381,500	408,200	435,200	472,200
	30	240,400	255,500	271,100	303,400	357,700	383,600	410,000	436,900	472,900
	31	242,000	257,000	272,200	305,100	359,500	385,700	411,600	438,500	473,600
	32	243,500	258,400	273,100	306,800	361,400	387,700	413,300	440,100	474,300
	33	245,000	259,600	273,600	308,100	362,800	389,500	415,000	441,500	474,800
	34	246,700	260,600	274,800	309,700	364,800	391,600	416,500	443,200	475,600
	35	248,300	261,500	275,800	311,400	366,700	393,600	418,000	444,900	476,300
	36	249,900	262,400	276,800	313,000	368,800	395,500	419,400	446,500	476,900
	37	250,900	263,400	277,400	314,600	370,700	397,200	420,600	447,900	477,200
	38	252,500	264,600	278,300	316,000	372,800	398,700	422,100	448,600	477,800
	39	254,000	265,700	279,100	317,600	374,700	400,000	423,600	449,300	478,300
	40	255,400	266,500	279,900	319,100	376,700	401,300	425,000	450,000	478,800
	41	256,600	267,400	280,700	320,400	378,600	402,300	426,500	450,400	479,300
	42	257,500	268,500	281,700	321,900	380,700	403,400	427,800	451,000	479,700
	43	258,400	269,500	282,600	323,400	382,800	404,400	429,000	451,700	480,100
	44	259,200	270,300	283,400	324,900	384,800	405,400	430,200	452,300	480,500
	45	260,000	270,900	284,200	326,400	386,500	406,500	431,200	453,100	480,800
	46	261,000	272,000	285,500	328,100	388,200	407,700	431,900	453,800	
	47	261,900	272,900	286,700	329,800	389,800	408,800	432,700	454,300	
	48	262,500	274,000	288,000	331,400	391,400	409,900	433,500	454,900	
	49	263,100	274,700	289,400	332,800	392,600	411,100	434,100	455,400	
	50	264,000	275,600	291,000	334,300	393,600	411,900	434,500	455,700	
	51	264,900	276,500	292,300	335,700	394,600	412,700	434,900	456,000	
	52	265,800	277,300	293,600	337,300	395,600	413,400	435,200	456,400	

98	298,900	347,200								
99	299,300	347,700								
100	299,700	348,000								
101	299,900	348,300								
102	300,200	348,700								
103	300,600	349,100								
104	300,900	349,500								
105	301,100	350,000								
106	301,400	350,400								
107	301,800	350,800								
108	302,100	351,200								
109	302,300	351,700								
110	302,700	352,100								
111	303,100	352,400								
112	303,400	352,700								
113	303,600	353,200								
114	303,800									
115	304,100									
116	304,500									
117	304,700									
118	304,900									
119	305,200									
120	305,500									
121	306,000									
122	306,200									
123	306,500									
124	306,800									
125	307,100									
短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,900	217,500	257,800	277,300	292,500	318,100	360,200	393,600	445,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

	47	225,000	268,500	309,500	354,900	374,900	401,900	443,400
	48	225,900	269,600	311,000	356,400	375,700	402,600	444,100
	49	226,800	270,600	311,900	357,900	376,500	403,100	444,600
	50	227,700	271,600	313,400	358,700	377,300	403,700	445,000
	51	228,600	272,600	314,900	359,700	378,100	404,200	445,400
	52	229,500	273,500	316,500	360,700	378,900	404,600	445,800
	53	230,300	274,400	318,100	361,600	379,600	405,000	446,200
	54	231,200	275,300	319,700	362,700	380,300	405,300	446,600
	55	232,100	276,200	321,300	363,600	381,000	405,600	447,000
	56	232,900	277,100	322,800	364,700	381,700	405,900	447,300
	57	233,200	278,000	324,200	365,600	382,200	406,200	447,600
	58	234,000	278,900	325,400	366,300	382,800	406,500	448,000
	59	234,700	279,800	326,500	367,000	383,400	406,800	448,300
	60	235,300	280,700	327,600	367,600	384,100	407,100	448,600
短時間勤務職員以外の職員	61	235,900	281,700	328,300	368,000	384,500	407,400	448,900
	62	236,700	282,700	329,200	368,600	385,200	407,700	
	63	237,300	283,600	330,000	369,300	385,800	408,000	
	64	237,800	284,500	330,800	370,000	386,400	408,300	
	65	238,300	285,000	331,600	370,300	386,800	408,600	
	66	238,800	285,800	332,000	371,000	387,400	408,900	
	67	239,300	286,500	332,600	371,700	388,000	409,200	
	68	239,900	287,400	333,400	372,300	388,600	409,500	
	69	240,400	288,400	334,200	372,600	389,000	409,700	
	70	240,900	289,200	334,900	373,200	389,500	410,000	
	71	241,400	290,000	335,600	373,900	390,000	410,300	
	72	241,900	290,800	336,200	374,500	390,600	410,600	
	73	242,400	291,500	336,700	374,800	390,900	410,800	
	74	242,900	292,000	337,300	375,400	391,300	411,100	
	75	243,300	292,400	337,800	376,100	391,700	411,400	
	76	243,800	292,800	338,400	376,700	392,000	411,600	
	77	244,300	293,000	338,700	377,100	392,300	411,800	
78	244,800	293,300	339,200	377,600	392,600	412,100		
79	245,300	293,500	339,600	378,200	392,900	412,400		
80	245,800	293,800	340,000	378,700	393,200	412,600		
81	246,200	294,000	340,400	379,200	393,400	412,800		
82	246,700	294,200	340,900	379,800	393,700	413,100		
83	247,100	294,500	341,400	380,300	394,000	413,400		
84	247,500	294,700	341,900	380,600	394,200	413,600		
85	247,900	295,000	342,200	381,000	394,400	413,800		
86	248,300	295,300	342,600	381,500	394,700			
87	248,700	295,600	343,100	381,900	395,000			
88	249,100	295,900	343,500	382,300	395,200			
89	249,500	296,200	343,800	382,700	395,400			
90	250,000	296,600	344,200	383,200	395,700			
91	250,200	296,900	344,700	383,600	396,000			
92	250,500	297,300	345,100	384,000	396,200			
93	250,800	297,500	345,300	384,300	396,400			
94		297,700	345,700					
95		298,000	346,200					
96		298,400	346,600					
97		298,600	346,800					

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,300	209,300	242,400	273,300	297,200	325,100	367,800	412,900	462,800
	2	164,400	211,000	243,900	274,900	299,300	327,300	370,400	415,300	465,900
	3	165,600	212,700	245,300	276,400	301,300	329,500	372,800	417,800	468,900
	4	166,700	214,200	246,700	278,000	303,300	331,500	375,300	420,200	471,900
	5	167,800	215,700	247,900	279,500	305,100	333,600	377,200	422,100	475,000
	6	168,900	217,500	249,500	281,200	306,900	335,600	379,700	424,200	478,000
	7	170,100	219,200	251,000	283,000	308,500	337,500	382,000	426,300	481,000
	8	171,200	221,000	252,500	284,800	310,100	339,400	384,500	428,500	484,100
	9	172,200	222,500	253,600	286,600	311,700	341,300	386,900	430,400	486,800
	10	173,400	224,000	255,000	288,500	313,900	343,300	389,500	432,600	489,900
	11	174,700	225,500	256,500	290,300	316,100	345,300	392,100	434,700	492,900
	12	176,000	227,000	257,800	292,100	318,200	347,300	394,700	436,600	496,100
	13	177,200	228,200	259,100	293,900	320,200	349,200	397,100	438,300	498,800
	14	178,700	229,600	260,300	295,500	322,200	351,200	399,400	440,100	501,100
	15	180,200	231,000	261,500	296,900	324,100	353,100	401,600	442,000	503,400
	16	181,800	232,400	262,700	298,300	326,000	355,000	403,900	443,900	505,700
	17	182,900	233,800	263,900	299,800	327,900	356,700	405,700	445,800	507,800
	18	184,300	235,400	265,200	301,800	329,900	358,700	407,600	447,600	509,200
	19	185,700	237,000	266,500	303,900	331,800	360,500	409,500	449,400	510,700
	20	187,100	238,400	267,800	305,700	333,800	362,400	411,300	451,100	512,100
	21	188,300	239,600	269,300	307,400	335,500	364,300	413,200	452,900	513,300
	22	190,800	241,200	270,800	309,300	337,500	366,200	415,000	454,500	514,700
	23	193,100	242,700	272,400	311,200	339,500	368,200	416,800	455,900	516,200
	24	195,400	244,100	273,900	313,000	341,400	370,100	418,600	457,400	517,700
	25	197,800	245,100	275,500	314,700	342,800	372,000	420,200	458,800	518,800
	26	199,500	246,600	277,200	316,800	344,700	373,900	421,700	460,100	519,900
	27	201,100	247,900	278,800	318,800	346,600	375,800	423,200	461,400	521,100
	28	202,800	249,100	280,400	320,700	348,500	377,800	424,700	462,600	522,300
	29	204,300	250,200	282,000	322,400	350,200	379,300	426,200	463,600	523,300
	30	205,500	251,200	283,500	324,400	352,100	381,100	427,500	464,300	524,200
	31	207,000	252,100	285,100	326,400	353,900	382,900	428,800	465,100	525,100
	32	208,300	253,100	286,600	328,400	355,700	384,500	430,000	465,800	526,000
	33	209,300	254,000	287,700	329,600	357,500	386,200	431,200	466,500	526,800
	34	210,600	254,900	289,300	331,600	359,300	387,600	432,600	467,300	527,700
	35	211,900	255,700	290,800	333,500	361,000	389,000	433,900	468,000	528,400
	36	213,200	256,500	292,300	335,600	362,700	390,400	435,100	468,600	528,900
	37	214,400	257,200	293,700	337,500	364,100	391,800	436,300	469,100	529,600
	38	215,700	258,300	295,300	339,400	365,400	393,000	437,100	469,700	530,200
	39	216,900	259,500	296,900	341,300	366,800	394,200	437,900	470,300	531,000
	40	218,000	260,600	298,500	343,200	368,200	395,200	438,700	470,900	531,600
	41	219,100	261,800	300,000	345,000	369,300	396,300	439,300	471,400	532,100
	42	220,300	263,000	301,600	346,900	370,200	397,500	440,000	471,900	
	43	221,300	264,100	303,100	348,700	371,200	398,700	440,700	472,300	
	44	222,300	265,200	304,700	350,600	372,300	399,800	441,400	472,600	
	45	223,200	266,300	306,300	352,100	373,100	400,500	442,200	472,900	
	46	224,100	267,400	307,900	353,500	374,000	401,200	443,000		

議案第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和五年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項第一号中「四十一万四千八百円」を「四十一万五千六百円」に改める。

第十六条の五第二項中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に、「百分の百」を「千分の千二十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に、「千分の六百七十五」を「一万分の六千八百七十五」に、「百分の百」を「千分の千二十五」に、「千分の五百七十五」を「一万分の五千八百七十五」に改める。

第十六条の八第二項第一号中「に百分の百」を「に千分の千二十五」に、「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に改め、同項第二号中「千分の四百七十五」を「一万分の四千八百七十五」に、「千分の五百七十五」を「一万分の五千八百七十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

議案第3号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和5年（2023年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 5 教 政 第 4 9 6 号

令和 5 年(2023年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 1 1 月 1 5 日付け令 5 財 政 第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年(2023年)11月15日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和五年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

	106			334,400		
	107			334,800		
	108			335,000		
	109			335,200		
	110			335,600		
	111			336,000		
	112			336,400		
	113			336,600		
短時間勤務学校職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		190,900	217,600	246,000	259,500	284,900

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

51	232,400	265,000	298,900	328,100	370,700
52	233,200	266,000	300,500	329,300	371,600
53	233,500	267,000	301,800	330,300	372,400
54	234,300	268,100	303,200	331,300	373,200
55	234,900	269,300	304,600	332,300	374,100
56	235,600	270,400	305,900	333,300	374,900
57	236,300	271,100	306,900	333,800	375,400
58	236,900	272,200	308,100	334,700	376,200
59	237,400	273,300	309,300	335,500	377,000
60	237,900	274,200	310,700	336,400	377,800
61	238,500	275,000	312,000	337,100	378,200
62	239,000	276,000	313,200	337,400	378,900
63	239,500	276,900	314,400	337,900	379,600
64	240,100	277,800	315,600	338,500	380,300
65	240,600	278,600	317,000	339,100	380,700
66	241,100	279,600	317,800	339,800	381,300
67	241,700	280,500	318,500	340,500	382,000
68	242,200	281,400	319,200	341,100	382,600
69	242,700	282,300	319,800	341,800	383,000
70	243,200	283,300	320,500	342,300	383,500
71	243,600	284,400	321,200	342,900	384,000
72	244,100	285,500	321,800	343,500	384,500
73	244,600	286,100	322,400	343,800	385,100
74	245,100	286,600	322,600	344,400	385,600
75	245,600	287,100	323,100	344,900	386,200
76	246,100	287,900	323,600	345,400	386,800
77	246,400	288,700	324,200	345,900	387,300
78	246,700	289,300	324,700	346,400	387,800
79	247,000	289,900	325,200	346,900	388,300
80	247,200	290,400	325,600	347,300	388,800
81	247,400	290,900	326,200	347,600	389,100
82	247,700	291,400	326,700	347,900	389,600
83	248,000	291,800	327,100	348,300	390,000
84	248,200	292,100	327,600	348,600	390,400
85	248,400	292,300	328,100	349,200	390,800
86		292,500	328,500	349,500	
87		292,700	328,700	349,800	
88		292,900	329,000	350,100	
89		293,300	329,400	350,500	
90		293,500	329,800	350,800	
91		293,700	330,200	351,200	
92		293,900	330,600	351,500	
93		294,300	330,900	351,900	
94		294,500	331,100	352,200	
95		294,700	331,500	352,500	
96		295,000	331,800	352,800	
97		295,300	332,000	353,100	
98		295,500	332,300	353,500	
99		295,700	332,600	353,900	
100		296,000	332,900	354,300	
101		296,300	333,100	354,800	
102		296,500	333,400	355,200	
103		296,700	333,800	355,600	
104		297,000	334,000	356,000	
105		297,300	334,200	356,500	

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,200	204,100	237,600	260,400	289,200
	2	169,600	205,700	238,900	261,500	291,000
	3	171,100	207,200	240,200	262,700	293,000
	4	172,500	208,600	241,400	263,800	294,900
	5	173,800	210,100	242,600	265,000	296,700
	6	175,600	211,300	243,800	266,200	298,700
	7	177,300	212,500	244,900	267,300	300,500
	8	178,900	213,700	246,000	268,300	302,500
短時間勤務学校職員以外の学校職員	9	180,500	215,100	246,900	269,500	304,300
	10	182,200	216,600	248,000	270,200	305,900
	11	183,800	218,100	249,300	270,900	307,400
	12	185,700	219,700	250,400	271,700	309,000
	13	187,200	221,100	251,700	272,700	310,700
	14	189,000	222,600	253,000	273,700	312,600
	15	191,000	224,100	254,200	274,700	314,600
	16	192,800	225,600	255,400	275,800	316,400
	17	194,700	226,900	256,200	277,000	318,300
	18	195,900	228,200	257,400	278,500	320,200
	19	197,400	229,600	258,500	280,100	322,100
	20	198,800	230,900	259,600	281,700	323,900
	21	200,000	232,000	260,800	283,200	325,700
	22	201,500	233,100	261,600	284,900	327,600
	23	202,900	234,200	262,400	286,500	329,400
	24	204,300	235,300	263,200	288,100	331,400
	25	205,900	236,500	264,100	289,700	333,100
	26	206,900	237,700	265,100	291,200	335,000
	27	208,000	238,900	266,100	292,700	336,900
	28	209,100	240,000	267,100	294,300	338,700
	29	210,300	241,000	268,400	295,600	340,000
	30	211,400	242,300	269,900	297,100	341,800
	31	212,500	243,700	271,400	298,600	343,500
	32	213,600	244,900	272,700	300,100	345,300
	33	215,000	245,900	273,900	301,700	347,000
	34	216,300	247,200	275,500	303,300	348,800
	35	217,600	248,100	277,000	304,900	350,700
	36	218,800	249,300	278,500	306,500	352,500
	37	219,900	250,500	279,800	307,800	354,100
	38	220,900	251,600	281,200	309,400	355,800
	39	221,900	252,700	282,500	310,900	357,400
	40	222,900	253,700	283,800	312,400	359,000
	41	223,800	254,600	285,000	314,000	360,200
	42	224,600	255,400	286,400	315,700	361,300
	43	225,400	256,200	287,800	317,300	362,500
	44	226,300	257,000	289,100	318,800	363,700
	45	227,200	257,800	290,400	319,700	364,700
	46	228,100	259,000	292,000	321,100	365,500
	47	229,000	260,200	293,500	322,600	366,600
	48	229,900	261,300	294,900	324,200	367,700
49	230,600	262,600	296,100	325,600	368,700	
50	231,500	263,900	297,600	326,900	369,700	

- 護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

108	305,500	384,600		
109	305,700	385,400		
110	305,900	386,400		
111	306,200	387,300		
112	306,500	388,200		
113	306,700	388,800		
114	306,900	389,700		
115	307,100	390,600		
116	307,400	391,600		
117	307,700	392,400		
118	307,900	393,100		
119	308,200	393,900		
120	308,500	394,700		
121	308,700	395,300		
122	308,900	396,100		
123	309,100	396,800		
124	309,400	397,500		
125	309,700	398,100		
126		398,800		
127		399,300		
128		399,900		
129		400,600		
130		401,200		
131		401,700		
132		402,200		
133		402,500		
134		402,800		
135		403,100		
136		403,400		
137		403,700		
138		404,000		
139		404,300		
140		404,600		
141		404,900		
142		405,200		
143		405,500		
144		405,800		
145		406,000		
146		406,300		
147		406,600		
148		406,800		
149		407,000		
150		407,300		
151		407,600		
152		407,800		
153		408,000		
154		408,300		
155		408,600		
156		408,800		
157		409,000		
短時間勤務学校職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 227,700	円 274,100	円 327,600	円 409,000

備考

(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養

52	259,000	297,300	394,500
53	260,100	298,600	395,700
54	261,500	300,600	397,000
55	262,500	302,600	398,100
56	263,500	304,600	399,200
57	264,500	306,600	400,500
58	265,500	308,700	401,700
59	266,500	310,900	402,900
60	267,500	313,100	404,100
61	268,500	315,200	405,200
62	269,200	317,600	406,200
63	269,900	319,800	407,500
64	270,500	321,900	408,700
65	271,200	324,000	409,900
66	272,400	325,500	411,000
67	273,500	327,000	412,100
68	274,600	328,500	413,300
69	275,900	330,200	414,300
70	277,300	332,200	415,500
71	278,500	334,300	416,700
72	279,700	336,200	417,900
73	280,500	338,000	418,500
74	281,400	340,000	419,300
75	282,400	341,900	420,000
76	283,400	343,800	420,500
77	284,300	345,500	420,800
78	285,300	347,300	421,200
79	286,500	349,000	421,600
80	287,300	350,800	422,000
81	288,100	352,600	422,300
82	288,900	354,300	422,700
83	289,700	355,700	423,100
84	290,500	357,400	423,400
85	291,400	358,600	423,700
86	292,200	360,200	424,100
87	292,900	361,700	424,500
88	293,700	363,200	424,800
89	294,600	364,500	425,100
90	295,500	365,800	425,400
91	296,400	367,100	425,700
92	297,100	368,500	425,900
93	297,400	369,900	426,100
94	298,100	371,200	
95	298,800	372,400	
96	299,500	373,500	
97	300,200	374,500	
98	301,000	375,500	
99	301,800	376,500	
100	302,500	377,400	
101	303,300	378,200	
102	303,700	379,200	
103	304,100	380,100	
104	304,500	381,100	
105	304,700	381,900	
106	305,000	382,800	
107	305,300	383,700	

ロ 教育職給料表(二)

学校職員 の区分	職務の等 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤 務学校職 員以外の 学校職員		円	円	円	円
	1	178,300	194,600	305,100	411,000
	2	179,800	196,700	307,700	412,500
	3	181,400	198,800	310,500	414,000
	4	182,900	201,000	312,900	415,500
	5	184,500	203,100	315,300	416,800
	6	186,400	205,300	317,400	418,200
	7	188,300	207,400	319,500	419,600
	8	190,200	209,500	321,600	421,000
	9	191,900	211,700	323,600	422,400
	10	194,100	214,100	325,800	423,800
	11	196,100	216,400	328,100	425,200
	12	198,000	218,600	330,400	426,500
	13	200,000	221,100	332,600	427,800
	14	202,100	222,800	334,500	429,200
	15	204,300	224,300	336,300	430,600
	16	206,400	225,800	338,000	432,000
	17	208,600	227,500	339,700	433,200
	18	210,700	228,800	341,700	434,600
	19	212,900	230,000	343,700	435,800
	20	214,800	231,300	345,700	437,100
	21	217,000	233,000	347,700	438,200
	22	218,600	234,700	349,300	439,400
	23	220,200	236,500	351,000	440,700
	24	221,700	238,100	352,500	442,000
	25	223,200	239,600	354,000	443,300
	26	224,300	241,600	355,800	444,500
	27	225,400	243,500	357,500	445,500
	28	226,600	245,400	359,200	446,600
	29	228,100	247,100	360,800	447,800
	30	229,600	249,500	362,400	448,600
	31	231,100	251,900	364,000	449,400
	32	232,600	254,400	365,500	450,300
	33	233,900	256,800	366,800	451,200
	34	235,500	259,200	368,400	451,700
	35	237,200	261,500	369,900	452,200
	36	238,700	263,700	371,600	452,700
	37	240,000	265,900	373,300	453,200
	38	241,400	268,100	374,800	
	39	242,800	270,600	376,100	
	40	244,200	272,700	377,500	
	41	245,500	275,000	378,600	
	42	246,800	277,300	380,000	
	43	248,000	279,500	381,400	
	44	249,300	281,600	382,900	
	45	250,600	283,700	384,300	
	46	251,900	285,900	385,900	
	47	253,200	288,000	387,500	
	48	254,300	289,900	389,000	
	49	255,400	292,100	390,300	
	50	256,700	293,800	391,800	
51	258,000	295,600	393,200		

108	316,000	405,600		
109	316,800	406,400		
110	317,200	407,300		
111	317,600	408,100		
112	318,100	408,900		
113	318,600	409,500		
114	319,000	410,200		
115	319,500	410,900		
116	319,900	411,600		
117	320,400	412,200		
118	320,900	412,700		
119	321,300	413,100		
120	321,800	413,500		
121	322,300	413,900		
122	322,700	414,200		
123	323,200	414,500		
124	323,700	414,700		
125	324,300	414,900		
126	324,600	415,200		
127	324,900	415,500		
128	325,200	415,700		
129	325,400	415,900		
130	325,700	416,200		
131	326,000	416,500		
132	326,300	416,700		
133	326,500	416,900		
134	326,700	417,200		
135	326,900	417,500		
136	327,200	417,700		
137	327,500	417,900		
138	327,700	418,200		
139	328,000	418,500		
140	328,300	418,700		
141	328,500	418,900		
142	328,700	419,200		
143	329,000	419,500		
144	329,200	419,700		
145	329,500	419,900		
146	329,700			
147	330,000			
148	330,300			
149	330,500			
150	330,700			
151	331,000			
152	331,300			
153	331,500			
短時間勤務学校職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	236,500	277,300	334,400	419,100

備考

- (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

52	259,600	321,900	425,100
53	260,700	324,000	426,800
54	261,900	325,500	428,300
55	263,200	327,000	429,900
56	264,200	328,500	431,500
57	265,300	330,200	433,000
58	266,000	332,200	434,600
59	267,000	334,300	435,800
60	268,000	336,200	437,000
61	269,000	338,000	438,200
62	269,800	340,000	439,500
63	270,600	342,000	440,800
64	271,400	343,900	442,000
65	272,500	345,600	443,200
66	273,800	347,600	444,400
67	275,100	349,600	445,600
68	276,400	351,700	446,800
69	277,600	353,500	448,000
70	278,800	355,400	449,200
71	280,000	357,300	450,400
72	281,200	359,300	451,600
73	282,200	360,900	452,700
74	283,200	362,800	453,300
75	284,200	364,600	453,800
76	285,200	366,500	454,300
77	286,100	368,300	454,900
78	287,000	370,000	
79	287,900	371,600	
80	288,800	373,200	
81	289,600	374,600	
82	290,700	376,100	
83	291,700	377,500	
84	292,700	378,900	
85	293,700	380,000	
86	294,700	381,400	
87	295,700	382,800	
88	296,700	384,100	
89	297,800	385,300	
90	298,900	386,600	
91	300,000	387,700	
92	301,100	388,900	
93	301,600	390,100	
94	302,600	391,200	
95	303,700	392,400	
96	304,900	393,600	
97	305,900	395,000	
98	307,000	396,000	
99	308,000	397,100	
100	309,000	398,100	
101	309,800	399,000	
102	310,900	400,000	
103	311,900	401,100	
104	312,900	402,200	
105	313,500	402,900	
106	314,400	403,800	
107	315,200	404,700	

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校職員の区分	職務の等級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務学校職員以外の学校職員		円	円	円	円
	1	178,300	221,100	339,700	421,300
	2	179,800	222,800	341,700	423,100
	3	181,400	224,300	343,700	424,900
	4	182,900	225,800	345,700	426,500
	5	184,500	227,500	347,700	428,000
	6	186,400	228,800	349,300	429,500
	7	188,300	230,000	351,000	431,400
	8	190,200	231,300	352,500	433,200
	9	191,900	233,000	354,000	435,000
	10	194,100	234,700	356,000	436,800
	11	196,100	236,500	358,000	438,700
	12	198,000	238,100	359,900	440,500
	13	200,000	239,600	361,800	442,200
	14	202,100	241,600	363,700	444,100
	15	204,300	243,500	365,500	445,900
	16	206,400	245,400	367,200	447,800
	17	208,600	247,100	368,800	449,500
	18	210,700	249,500	370,600	451,300
	19	212,900	251,900	372,400	453,100
	20	214,800	254,400	374,200	454,900
	21	217,000	256,800	375,800	456,500
	22	218,600	259,200	377,700	458,200
	23	220,200	261,500	379,400	460,100
	24	221,700	263,700	381,200	461,800
	25	223,200	265,900	382,500	463,500
	26	224,400	268,100	384,300	465,100
	27	225,600	270,600	386,100	466,700
	28	226,900	272,700	388,000	468,200
	29	228,200	275,000	389,800	469,700
	30	229,700	277,300	391,600	471,000
	31	231,300	279,500	393,500	472,300
	32	232,700	281,600	395,400	473,600
	33	234,100	283,700	397,100	474,800
	34	235,900	285,900	398,800	475,500
	35	237,700	288,000	400,400	476,300
	36	239,200	289,900	402,100	477,000
	37	240,600	292,100	403,300	477,600
	38	242,100	293,800	404,700	
	39	243,600	295,600	406,100	
	40	245,100	297,300	407,500	
	41	246,500	298,600	409,100	
	42	247,800	300,600	410,500	
	43	249,000	302,600	411,800	
	44	250,100	304,600	413,200	
	45	251,200	306,600	414,700	
	46	252,500	308,700	416,000	
	47	253,700	310,900	417,500	
	48	254,700	313,100	419,000	
	49	255,800	315,200	420,600	
	50	257,100	317,600	422,000	
51	258,300	319,800	423,600		

52	266,000	310,200	359,600	417,900	445,900	494,300
53	266,200	310,900	360,900	418,100	446,500	494,800
54	266,500	311,600	362,200	418,500	447,200	495,500
55	266,800	312,300	363,500	418,900	447,800	495,800
56	267,000	313,000	364,700	419,400	448,400	496,400
57	267,200	313,800	365,300	419,700	448,700	496,900
58	267,500	314,700	366,500	419,900	449,400	
59	267,800	315,500	367,600	420,300	450,100	
60	268,000	316,100	368,900	420,700	450,800	
61	268,300	316,600	370,000	421,000	451,200	
62	268,600	317,100	370,600	421,500	451,500	
63	268,900	317,500	371,100	422,100	451,800	
64	269,100	317,900	371,600	422,600	452,100	
65	269,300	318,200	371,900	423,200	452,300	
66	269,500	318,700	372,300	423,800	452,600	
67	269,700	319,200	372,700	424,300	452,900	
68	270,000	319,700	373,100	424,800	453,200	
69	270,300	320,300	373,300	425,400	453,400	
70			373,600	425,900	453,700	
71			374,000	426,500	454,000	
72			374,300	427,100	454,200	
73			374,700	427,600	454,400	
74			374,900	428,200		
75			375,300	428,700		
76			375,600	429,300		
77			375,900	429,800		
78			376,400	430,400		
79			376,900	431,100		
80			377,300	431,700		
81			377,700	432,000		
82			378,100	432,600		
83			378,600	433,300		
84			379,100	433,900		
85			379,500	434,300		
86			380,000	434,800		
87			380,400	435,500		
88			380,900	436,200		
89			381,400	436,400		
90			381,900			
91			382,400			
92			382,900			
93			383,200			
94			383,600			
95			384,100			
96			384,500			
97			385,000			
98			385,300			
99			385,800			
100			386,200			
101			386,800			
短時間 勤務学 校職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 222,700	円 252,900	円 282,400	円 323,500	円 352,600	円 399,500

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
短時間勤務学校職員以外の学校職員	1	195,100	247,600	289,300	334,300	367,900	423,300
	2	197,500	249,800	290,700	336,200	370,000	425,600
	3	200,100	251,700	292,100	338,200	372,100	427,900
	4	202,500	253,600	293,500	340,200	374,200	430,200
	5	205,000	255,600	294,600	342,200	375,800	432,400
	6	207,500	257,200	295,900	343,700	378,600	434,700
	7	210,000	258,800	297,200	345,100	381,500	437,000
	8	212,700	260,600	298,500	346,500	384,300	439,200
	9	215,100	262,500	299,500	347,500	386,900	440,900
	10	217,500	264,300	301,700	349,200	389,300	443,000
	11	220,000	266,000	303,800	351,300	391,600	445,100
	12	222,600	267,600	305,800	353,300	393,800	447,200
	13	225,000	269,200	307,900	354,800	396,300	448,900
	14	227,500	271,000	310,300	356,800	399,000	451,100
	15	230,200	272,700	312,500	358,900	401,600	453,200
	16	232,700	274,400	314,700	361,000	404,100	455,400
	17	235,000	275,900	316,900	363,000	406,600	457,500
	18	237,300	277,400	319,100	365,200	408,600	459,700
	19	239,500	279,000	321,200	367,400	410,300	462,000
	20	241,700	280,400	323,100	369,600	411,900	464,200
	21	243,500	281,700	325,000	371,700	413,400	466,200
	22	245,100	282,800	325,900	373,500	415,100	468,000
	23	246,600	283,900	326,700	374,900	416,900	469,700
	24	247,900	285,000	327,600	376,400	418,700	471,300
	25	249,400	286,000	328,500	378,200	420,200	472,700
	26	250,400	287,400	329,600	380,500	421,700	473,900
	27	251,300	288,700	330,600	382,900	423,300	475,100
	28	252,300	289,800	331,800	385,000	424,800	476,200
	29	253,600	290,900	332,800	386,700	425,800	477,200
	30	254,200	292,100	334,100	388,600	427,400	478,200
	31	255,000	293,400	335,500	390,500	428,900	479,200
	32	255,800	294,400	336,900	392,300	430,500	480,300
	33	256,900	295,100	338,100	394,000	432,000	480,600
	34	257,700	296,500	339,200	395,500	433,300	481,600
	35	258,500	297,500	340,200	397,100	434,600	482,500
	36	259,100	298,600	341,600	398,900	435,800	483,400
	37	259,600	299,400	343,000	400,400	436,800	484,300
	38	260,000	300,100	344,000	401,700	437,800	485,200
	39	260,500	300,900	345,100	403,100	438,700	486,100
	40	261,000	301,600	346,200	404,400	439,600	487,000
	41	261,500	302,200	347,000	404,900	440,000	487,800
	42	261,900	302,700	348,000	406,200	440,600	488,500
	43	262,300	303,200	349,100	407,400	441,200	489,200
	44	262,700	303,700	350,300	408,700	441,900	489,900
	45	263,300	304,200	351,400	410,100	442,400	490,400
	46	263,900	304,900	352,600	411,500	442,700	491,000
	47	264,400	305,800	353,800	412,800	443,200	491,600
	48	264,800	306,700	355,000	414,100	443,700	492,200
	49	265,200	307,700	355,800	415,400	444,000	492,500
	50	265,500	308,600	357,000	416,300	444,600	493,100
	51	265,800	309,400	358,300	417,200	445,200	493,800

	98		298,900	347,200			
	99		299,300	347,700			
	100		299,700	348,000			
	101		299,900	348,300			
	102		300,200	348,700			
	103		300,600	349,100			
	104		300,900	349,500			
	105		301,100	350,000			
	106		301,400	350,400			
	107		301,800	350,800			
	108		302,100	351,200			
	109		302,300	351,700			
	110		302,700	352,100			
	111		303,100	352,400			
	112		303,400	352,700			
	113		303,600	353,200			
	114		303,800				
	115		304,100				
	116		304,500				
	117		304,700				
	118		304,900				
	119		305,200				
	120		305,500				
	121		306,000				
	122		306,200				
	123		306,500				
	124		306,800				
	125		307,100				
短時間 勤務学 校職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		189,900	217,500	257,800	277,300	292,500	318,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

47	225,000	268,500	309,500	354,900	374,900	401,900
48	225,900	269,600	311,000	356,400	375,700	402,600
49	226,800	270,600	311,900	357,900	376,500	403,100
50	227,700	271,600	313,400	358,700	377,300	403,700
51	228,600	272,600	314,900	359,700	378,100	404,200
52	229,500	273,500	316,500	360,700	378,900	404,600
53	230,300	274,400	318,100	361,600	379,600	405,000
54	231,200	275,300	319,700	362,700	380,300	405,300
55	232,100	276,200	321,300	363,600	381,000	405,600
56	232,900	277,100	322,800	364,700	381,700	405,900
57	233,200	278,000	324,200	365,600	382,200	406,200
58	234,000	278,900	325,400	366,300	382,800	406,500
59	234,700	279,800	326,500	367,000	383,400	406,800
60	235,300	280,700	327,600	367,600	384,100	407,100
61	235,900	281,700	328,300	368,000	384,500	407,400
62	236,700	282,700	329,200	368,600	385,200	407,700
63	237,300	283,600	330,000	369,300	385,800	408,000
64	237,800	284,500	330,800	370,000	386,400	408,300
65	238,300	285,000	331,600	370,300	386,800	408,600
66	238,800	285,800	332,000	371,000	387,400	408,900
67	239,300	286,500	332,600	371,700	388,000	409,200
68	239,900	287,400	333,400	372,300	388,600	409,500
69	240,400	288,400	334,200	372,600	389,000	409,700
70	240,900	289,200	334,900	373,200	389,500	410,000
71	241,400	290,000	335,600	373,900	390,000	410,300
72	241,900	290,800	336,200	374,500	390,600	410,600
73	242,400	291,500	336,700	374,800	390,900	410,800
74	242,900	292,000	337,300	375,400	391,300	411,100
75	243,300	292,400	337,800	376,100	391,700	411,400
76	243,800	292,800	338,400	376,700	392,000	411,600
77	244,300	293,000	338,700	377,100	392,300	411,800
78	244,800	293,300	339,200	377,600	392,600	412,100
79	245,300	293,500	339,600	378,200	392,900	412,400
80	245,800	293,800	340,000	378,700	393,200	412,600
81	246,200	294,000	340,400	379,200	393,400	412,800
82	246,700	294,200	340,900	379,800	393,700	413,100
83	247,100	294,500	341,400	380,300	394,000	413,400
84	247,500	294,700	341,900	380,600	394,200	413,600
85	247,900	295,000	342,200	381,000	394,400	413,800
86	248,300	295,300	342,600	381,500	394,700	
87	248,700	295,600	343,100	381,900	395,000	
88	249,100	295,900	343,500	382,300	395,200	
89	249,500	296,200	343,800	382,700	395,400	
90	250,000	296,600	344,200	383,200	395,700	
91	250,200	296,900	344,700	383,600	396,000	
92	250,500	297,300	345,100	384,000	396,200	
93	250,800	297,500	345,300	384,300	396,400	
94		297,700	345,700			
95		298,000	346,200			
96		298,400	346,600			
97		298,600	346,800			

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校職 員の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員		円	円	円	円	円	円
	1	163,300	209,300	242,400	273,300	297,200	325,100
	2	164,400	211,000	243,900	274,900	299,300	327,300
	3	165,600	212,700	245,300	276,400	301,300	329,500
	4	166,700	214,200	246,700	278,000	303,300	331,500
	5	167,800	215,700	247,900	279,500	305,100	333,600
	6	168,900	217,500	249,500	281,200	306,900	335,600
	7	170,100	219,200	251,000	283,000	308,500	337,500
	8	171,200	221,000	252,500	284,800	310,100	339,400
	9	172,200	222,500	253,600	286,600	311,700	341,300
	10	173,400	224,000	255,000	288,500	313,900	343,300
	11	174,700	225,500	256,500	290,300	316,100	345,300
	12	176,000	227,000	257,800	292,100	318,200	347,300
	13	177,200	228,200	259,100	293,900	320,200	349,200
	14	178,700	229,600	260,300	295,500	322,200	351,200
	15	180,200	231,000	261,500	296,900	324,100	353,100
	16	181,800	232,400	262,700	298,300	326,000	355,000
	17	182,900	233,800	263,900	299,800	327,900	356,700
	18	184,300	235,400	265,200	301,800	329,900	358,700
	19	185,700	237,000	266,500	303,900	331,800	360,500
	20	187,100	238,400	267,800	305,700	333,800	362,400
	21	188,300	239,600	269,300	307,400	335,500	364,300
	22	190,800	241,200	270,800	309,300	337,500	366,200
	23	193,100	242,700	272,400	311,200	339,500	368,200
	24	195,400	244,100	273,900	313,000	341,400	370,100
	25	197,800	245,100	275,500	314,700	342,800	372,000
	26	199,500	246,600	277,200	316,800	344,700	373,900
	27	201,100	247,900	278,800	318,800	346,600	375,800
	28	202,800	249,100	280,400	320,700	348,500	377,800
	29	204,300	250,200	282,000	322,400	350,200	379,300
	30	205,500	251,200	283,500	324,400	352,100	381,100
	31	207,000	252,100	285,100	326,400	353,900	382,900
	32	208,300	253,100	286,600	328,400	355,700	384,500
	33	209,300	254,000	287,700	329,600	357,500	386,200
	34	210,600	254,900	289,300	331,600	359,300	387,600
	35	211,900	255,700	290,800	333,500	361,000	389,000
	36	213,200	256,500	292,300	335,600	362,700	390,400
	37	214,400	257,200	293,700	337,500	364,100	391,800
	38	215,700	258,300	295,300	339,400	365,400	393,000
	39	216,900	259,500	296,900	341,300	366,800	394,200
	40	218,000	260,600	298,500	343,200	368,200	395,200
	41	219,100	261,800	300,000	345,000	369,300	396,300
	42	220,300	263,000	301,600	346,900	370,200	397,500
	43	221,300	264,100	303,100	348,700	371,200	398,700
	44	222,300	265,200	304,700	350,600	372,300	399,800
	45	223,200	266,300	306,300	352,100	373,100	400,500
46	224,100	267,400	307,900	353,500	374,000	401,200	

議案第 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和五年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に、「千分の六百七十五」を「一万分の六千八百七十五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の百」を「千分の千二百二十五」に改め、同項第二号中「千分の四百七十五」を「一万分の四千八百七十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

議案第4号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和5年（2023年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 5 教 政 第 4 9 6 号

令和 5 年(2023年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 1 1 月 1 5 日付け令 5 財 政 第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年(2023年)11月 15 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算(第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号参考資料

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和5年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

期末手当について、各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現行の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度以降の支給割合
6月期	1.65 月分	1.65 月分	1.70 月分
12月期	1.65	1.75	1.70
合計	3.30	3.40	3.40

3 施行期日

規則で定める日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、期末手当の令和6年度以降の支給割合については、令和6年4月1日から施行する。

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和五年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百二十」を「千分の千二百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条

議案第5号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和5年（2023年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 5 教 政 第 4 9 6 号

令和 5 年(2023年)1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 1 1 月 1 5 日付け令 5 財 政 第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年(2023年)11月 15 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号参考資料

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和5年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第11号）の一部を改正するもの。

また、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）等により会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとされたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 報酬等の上限額の引上げ改定

○パートタイム会計年度任用職員の報酬

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	159,700円	172,200円
	日 額	7,600円	8,200円
	時 間 額	980円	1,060円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,700円	307,100円
	日 額	14,560円	14,620円
	時 間 額	1,880円	1,890円

○フルタイム会計年度任用職員の給料

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	159,700円	172,200円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,700円	307,100円

(2) 勤勉手当の支給

常勤職員の例により、勤勉手当を支給する。

3 施行期日

令和6年4月1日

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第七条の二 パートタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、勤勉手当を支給する。この場合において、職員給与条例第十六条の八第三項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする」とあるのは、「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第三条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額(以下「報酬額」という。)とする。ただし、日額報酬又は時間額報酬を受ける同条例第二条に規定するパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前六箇月以内の期間において受けた報酬額の一箇月当たりの平均額として人事委員会規則で定めるところにより算定される額とする」とする。

第九条中「期末手当」の下に「勤勉手当」を加える。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五九、七〇〇円」を「一七二、二〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、七〇〇円」を「三〇七、一〇〇円」に改める。

第十一条第一項中「期末手当」の下に「勤勉手当」を加え、同条第二項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和五年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五九、七〇〇円」を「一七二、二〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「九八〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表相
当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、七〇〇円」を「三〇七、一〇〇円」に、「一四、五六〇円」を「一四、六二〇円」に、「一、八八〇円」を「一、八九〇円」に改める。

第七条中「除く」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

議案第6号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和5年（2023年）11月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 5 教 政 第 4 9 6 号

令和 5 年(2023年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 1 1 月 1 5 日付け令 5 財 政 第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 (2023 年) 11 月 15 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年 11 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計補正予算 (第 4 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号参考資料

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和5年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第12号）の一部を改正するもの。

また、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）等により会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとされたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 報酬等の上限額の引上げ改定

○パートタイム会計年度任用学校職員の報酬

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	159,700円	172,200円
	日 額	7,600円	8,200円
	時間 額	980円	1,060円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,700円	307,100円
	日 額	14,560円	14,620円
	時間 額	1,880円	1,890円
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日 額	39,710円	40,190円
	時間 額	5,120円	5,190円

○フルタイム会計年度任用学校職員の給料

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	159,700円	172,200円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	305,700円	307,100円

(2) 勤勉手当の支給

常勤学校職員の例により、勤勉手当を支給する。

3 施行期日

令和6年4月1日

(パートタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当)

第七条の二 パートタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員の例により、勤勉手当を支給する。この場合において、学校職員給与条例

第十八条の四第三項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする」とあるのは、「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第三条に規定する報酬の額及び同条例第四条第一項第一号に規定する報酬の額の合計額（以下「報酬額」という。）

とする。ただし、月額報酬又は時間額報酬を受ける同条例第二条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員にあつては、基準日以前六箇月以内の期間において受けた報酬額の一箇月当たりの平均額として人事委員会規則で定めるところにより算定される額とする」とする。

第九条中「期末手当」の下に、「勤勉手当」を加える。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五九、七〇〇円」を「二七二、二〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、七〇〇円」を「三〇七、一〇〇円」に改める。

第十一条第一項中「期末手当」の下に、「勤勉手当」を加え、同条第二項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和五年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五九、七〇〇円」を「二七二、二〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「九八〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、七〇〇円」を「三〇七、一〇〇円」に、「一四、五六〇円」を「一四、六二〇円」に、「一、八八〇円」を「一、八九〇円」に改め、同表専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員の項中「三九、七一〇円」を「四〇、一九〇円」に、「五、二二〇円」を「五、一九〇円」に改める。

第七条中「除く」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

議案第7号

公立大学法人山口県立大学附属高等学校の設置について

このことについて、別紙のとおり回答する。

令和5年(2023年)11月24日

山口県教育委員会

令 5 教 政 第 5 0 2 号
令和5年(2023年)11月24日

公立大学法人山口県立大学
理事長 岡 正朗 様

山口県教育委員会

公立大学法人山口県立大学附属高等学校の設置について（回答）

令和5年9月21日付けで提出のあった要望書に対して、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 附属高等学校化の対象校として要望のあった「山口県立周防大島高等学校」の設置者変更について了承する。
- 2 附属高等学校の開校時期について、令和8年4月を目標とすることを了承する。
- 3 設置者変更方法について、年次進行か開校年度に一斉に変更するかは、引き続き貴学と協議する。

公立大学法人山口県立大学からの附属高等学校設置に関する要望への対応について

山口県立大学から、県立周防大島高等学校を附属高等学校化の対象校とする旨の要望が出されたことを受け、県教育委員会として、周防大島高校の選定理由の妥当性の観点と周防大島高校の教育内容等の充実の可能性の観点から設置者変更について検討を行った。

1 検討状況

(1) 周防大島高校の選定理由の妥当性について

○ 県立大学との教育的つながり

⇒ 県立大学の各学部での教育活動は、周防大島高校でのグローバルな視点を育む多様な取組や文化の価値を幅広く理解する教育活動、福祉のこころを育てる実践的な学び、島の豊かな教育資源を活用した課題解決型学習とつながりがあると考ええる。

○ 人材育成の観点

⇒ 県立大学がめざす未来の山口県を担い活躍する人材の育成については、周防大島高校の生徒が地域課題の解決等に向けて取り組んでいる探究的な学びを、県立大学で発展的に取り組むことにより、大きな成果が期待できると考える。

○ 県外流出の防止

⇒ 県立大学がめざす若者の県外流出の防止については、周防大島高校の生徒が地域の方々と連携して取り組む課題解決型学習などを通して、郷土への愛着を深め、山口県で活躍したいという意欲を醸成することにより、推進することができると考える。

(2) 周防大島高校の教育内容等の充実の可能性について

○ 地域連携・地域貢献

⇒ 周防大島はもとより全県的な広い視野をもって、地域連携・地域貢献を考える学びが展開され、生徒の教育活動の範囲が広がることが期待できる。

○ 高大連携

⇒ 周防大島高校の探究的な学習などに県立大学の学生や教員が継続的に関わることで、専門的な学びや幅の広い学びが展開され、教育内容の充実が期待できる。

○ 探究的な学習等

⇒ 探究活動の方法や内容について、専門的な指導・助言を受けることができ、高校での探究的な学習の充実が期待できる。

また、高校3年間で解決できなかった地域課題などについては、引き続き、県立大学で探究活動に取り組むことが可能となり、長期的な展望をもった探究的な学習の充実が期待できる。

(例)

- ・ 県立大学が新たに設置する情報社会学科でのデータサイエンスを生かしたニホンアワサングの生育環境をテーマとした探究活動
- ・ 県立大学が連携しているハワイ大学カウアイコミュニティカレッジとの交流を生かしたハワイの文化についての探究活動

(3) その他

県立大学との連携で得られた教育実践の成果を、県内の高校に波及させることで、県全体の高校教育の更なる充実が期待できる。

2 要望に対する回答 (案)

- ・ 山口県立周防大島高等学校の設置者変更について 了承
- ・ 開校時期を令和8年4月を目標とすることについて 了承
- ・ 設置者変更方法について
年次進行か開校年度に一斉に変更するかは、引き続き県立大学と協議

3 今後の課題

教員配置や施設・設備、教育課程、入学者選抜、専攻科等については、引き続き、県立大学と協議を行い、考え方を整理する必要がある。

附属高校設置に対する山口県立大学の考え（R5.9.21大学提出資料）

県立周防大島高校を附属化対象校として決定した理由

- ① 現在の教育活動・内容が、本学の全ての学科と教育的つながりがあり、本学が目指す高大7年間の一貫した教育理念による人材育成において大きな成果が期待。
- ② 地域課題の解決等に向けた様々な取組は、本学が行おうとしている「広い視野を持って課題解決に挑戦することの意義を理解させること」において有用であり、これまでの実績を活かした教育を展開できることから、本学が目指す人材育成において大きな成果が期待。
- ③ 高等教育に接する機会が少なく他県への若者流出が多い県東部地域において、県央部に目を向けてもらうきっかけとなり、県外流出の防止が期待。

県立大学が目指すもの、附属高校に期待するもの

【県立大学が目指すもの】

- 4つの教育理念（人間性の尊重、生活者の視点の重視、地域社会との共生、国際化への対応）のもと、人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成。
- 「地域貢献型大学」として、若者の県内定着や地方創生の実現に取り組み、地域とともに未来を切り拓いていく大学を目指す。

【附属高校に期待するもの】

- 山口県の課題等を把握している山口県立大学の強みを活かし、高大7年間（3年＋4年）の一貫した教育理念のもと、未来の山口県を担い活躍する人材を育成。
- 山口県の課題等に加え大学教育にも直接触れながら、郷土への愛着を深め、地域・社会が求める分野横断的な広い視野を持って課題解決に挑戦することの意義を理解。

要 望 書

[公立大学法人山口県立大学附属高等学校の設置について]

令 和 5 年 9 月

公立大学法人山口県立大学

山口県教育委員会
教育長 繁吉 健志 様

公立大学法人山口県立大学附属高等学校の設置について

本学では、令和4年3月に山口県とともに策定した「山口県立大学将来構想」に基づき、高大連携の推進に取り組むこととしており、その具体的な方策の一つとして、附属高等学校の設置に向けて検討を行ってきたところです。

この附属高等学校においては、地域貢献型大学である本学の強みを活かしながら、高校から大学の7年間の一貫した教育理念のもと、より高度な高大連携を展開し、地域や社会のニーズに対応した高度な知識及び技能を有する人材を育成するとともに、未来の山口県を担い、山口県を舞台に活躍する若者を育成していきたいと考えております。

また、山口県の魅力や課題等に加えて大学教育にも直接触れながら、郷土への愛着を深め、地域・社会が求める分野横断的な広い視野を持って課題解決に挑戦することの意義を理解させるため、自ら課題を発見し解決に向けた探究的な活動・学習を推進していきたいと考えており、こうした活動を高校生と大学生が連携・協働することで、双方の学習意欲及び教育効果の向上につながると考えています。

この附属高等学校の設置については、本年4月に、外部委員にも参画いただいた「山口県立大学高大連携の推進強化に関する検討協議会」を設置し、5月から協議を重ねてまいりました。

その結果を踏まえ、本学理事会でも協議を行ったところ、山口県立周防大島高等学校での教育活動・内容は、本学の全ての学科と教育的につながっており、また、地域課題の解決や地域活性化に向けた様々な取り組みは、本学で行いたい人材育成に有用と考えられるとの結論に至りました。

つきましては、貴教育委員会で設置されている高等学校を設置者変更の方法により、下記のとおり本学の附属高等学校としたいので、ご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 本学附属高等学校化の対象校
 - (1) 名称 山口県立周防大島高等学校
 - (2) 位置 大島郡周防大島町
- 2 開校時期
令和8年4月（目標）
- 3 設置者変更方法
年次進行か開校年度に一斉に変更するかは、貴教育委員会との協議による。

令和5年9月21日

公立大学法人山口県立大学 理事長 岡 正朗

令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和5年10月17日
山口県人事委員会

【給与勧告のポイント】

- 民間給与との較差を解消するため、月例給(行政職)を1.05%引き上げるよう、給料表を改定
- 民間の支給割合との均衡を図るため、特別給(ボーナス)を0.10月分引上げ

職員の給与に関する報告及び勧告

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給(本年4月分)

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
361,023円	357,257円	3,766円(1.05%)

(注) 民間給与は新規卒者を除き、職員給与は行政職のうち新規採用者等を除く4,296人(平均43.2歳)の集計

(2) 特別給(ボーナス)

民間支給割合(A)	職員支給割合(B)	差(A)-(B)
4.51月分	4.40月分	0.11月分

(注) 民間支給割合は昨年8月から本年7月までを集計。職員支給割合は現行のもの

[参考] 人事院勧告の内容

月例給、特別給(ボーナス)ともに2年連続の引上げ

- ・ 月例給は民間給与との較差(0.96%)を解消するため、4月に遡及して俸給表を引上げ改定(若年層に重点)
- ・ 特別給は0.10月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分
*民間:4.49月、公務:4.40月
- ・ 初任給調整手当の支給月額限度額の引上げ(415,600円)
- ・ 在宅勤務等手当の新設(3,000円/月)

2 給与勧告の内容

(1) 月例給

民間給与との均衡を図るため、月例給（行政職）を1.05%引き上げるよう、行政職給料表を改定。その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定（人材確保の観点等を踏まえ、初任給や若年層に重点を置いて引上げ）

(2) 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分ずつ配分

《 期末・勤勉手当の支給割合 》

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合計
6 月 期	1.20 → 1.225 月分	1.00 → 1.025 月分	2.20 → 2.25 月分
12 月 期	1.20 → 1.225 月分	1.00 → 1.025 月分	2.20 → 2.25 月分
年 間 計	2.40 → 2.45 月分	2.00 → 2.05 月分	4.40 → 4.50 月分

(3) 初任給調整手当

医師等に対する支給月額の限度額を415,600円に引上げ

(4) 実施時期

令和5年4月1日

3 その他（今後の課題）

(1) 在宅勤務等手当

人事院が勧告した在宅勤務等手当について、今後の国の制度内容、他の都道府県の動向及び本県の在宅勤務の状況等に留意することが必要

(2) 給与制度のアップデート

人事院が報告した社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）について、令和6年に向けた検討事項の骨格案が示されたことから、国の動向等を注視していくことが必要

(3) 60歳前後の職員の給与水準

65歳定年の完成を視野に入れた60歳前後の職員の給与水準の在り方について、引き続き、国の検討状況を注視していくことが必要

(4) 会計年度任用職員の給与

令和6年度から支給が可能となる会計年度任用職員の勤勉手当等について、本県の実情や他の都道府県の動向等を踏まえ、検討を行うことが必要

[参考]

1 改定額等（行政職）

(1) 月例給及び年間給与

区 分	改定前	改定後	改定額
月 例 給	352,683円	356,399円	3,716円 (1.05%)
年 間 給 与	5,830千円	5,928千円	98千円

(注) 行政職4,498人（平均42.6歳）を集計し、職員1人当たりの額を算出

(2) 初任給

区 分	改定前	改定後	改定額
大学卒業程度	192,800円	204,300円	11,500円
高校卒業程度	159,700円	172,200円	12,500円

2 給与改定の状況（行政職）

区 分	月 例 給		特 別 給 増 減 月	年 間 給 与 増 減 額	備 考
	改定額	改定率			
平成26年	1,734円	0.47%	0.15月	83千円	
平成27年	1,123円	0.30%	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.24%	0.10月	52千円	
平成29年	0円	0.00%	改定なし	0円	初任給調整手当 のみの改定
平成30年	716円	0.20%	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.02%	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和3年	改定なし	改定なし	△0.15月	△56千円	
令和4年	1,119円	0.32%	0.10月	54千円	
令和5年	3,716円	1.05%	0.10月	98千円	

(注) 月例給改定額・率は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額・率

1 人材の確保・育成等

- ・ 採用試験の申込者数が低迷する中、試験制度の見直しに不断に取り組むとともに、多くの方に県職員を志願してもらえるよう、働きやすい環境づくりを進め、公務の魅力発信を強化するなど、人材の確保に向け、より実効性のある取組を実施
- ・ 人材の育成について、公務内におけるデジタル人材育成の推進をはじめ、職員の専門的知識やマネジメント能力等を高める多様な研修を実施することが必要
- ・ 女性職員の活躍推進について、申込者の確保や人材育成、仕事と家庭の両立を図りながら活躍できる環境の整備を着実に進めていくことが必要
- ・ 障害者の雇用について、障害のある職員が安心して働き、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを着実に進めていくことが必要

2 勤務環境の整備

- ・ 時間外勤務の縮減に向けて、事務事業の見直しやデジタル技術の活用等による業務の効率化などに取り組むとともに、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努めることが必要
- ・ 多様で柔軟な働き方に向けた更なる制度の導入については、国や他の都道府県の動向を注視しながら、行政サービスへの影響等に留意し、本県の実情に応じて検討することが必要。本年度から県が取り組んでいる行政DX・新たな価値を創造する働き方改革については、部局横断的な取組として進めていくことが必要
- ・ 職員の健康管理について、身体の健康管理対策やメンタルヘルス対策に取り組むとともに、長時間労働等による健康管理対策を的確に実施していくことが必要
- ・ ハラスメント防止対策について、指針の周知や研修を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めていくことが必要

3 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立を可能とする休暇制度等について、制度の周知や職員が利用しやすい職場環境の整備を図るなど、利用促進に向けた取組を一層進めることが必要

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年引上げの円滑な実施に向けて、対象職員への情報提供等の実施や就労動向の把握に努め、その多様な知識経験を活用するための環境整備を進めていくことが必要

5 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、行政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職場における指導や職員研修などの取組を一層進めることが必要

人事院は、本年の報告において、人事管理の重要な課題に迅速に対処するための具体的な取組を掲げ、有識者会議を設置し、令和6年秋を目途に最終提言を得るとしており、国の動向等を注視していくことが必要

報告事項 2

令和 6 年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者
- イ 令和 6 年 3 月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 9 5 条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

- ア 募集は、第一次募集、推薦入学、多部制定時制高等学校入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、第二次募集及び秋季入学者選抜とする。
第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。
- イ 山口県立宇部高等学校、下関西高等学校及び萩高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科、並びに下関商業高等学校の商業に関する学科に属する商業科と情報処理科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の 30% に相当する人数以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2 月 9 日（金）から 2 月 1 5 日（木）午前 1 0 時まで
- イ 出願の期間 2 月 2 0 日（火）から 2 月 2 6 日（月）午前 1 0 時まで
- ウ 学力検査 **3 月 6 日（水）**
- エ 選抜結果の発表 3 月 1 4 日（木）午前 1 0 時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2 以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

- ア 実施教科
国語，社会，数学，理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）
- イ 配点
各教科とも50点とする。
- ウ 検査時間割
右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
(休 憩)		
2	数学	10:10～11:00 (50分)
(休 憩)		
3	英語	11:20～12:10 (50分)
(昼 食)		
4	社会	13:00～13:50 (50分)
(休 憩)		
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において，令和6年4月1日現在，満18歳以上の志願者で，特例措置を希望する者については，学力検査を行わず，小論文でこれに代えることができる。
- イ 特例措置を希望する志願者は，願書とあわせて，定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査

第一次募集において，面接・小論文・実技検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は，中学校長から送付された調査書その他必要な書類，選抜のための学力検査の成績及び面接，小論文，実技検査の結果等を資料として，各高等学校，学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し，高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

- ア 推薦入学は，全日制課程において実施する。
- イ 推薦入学を実施する際の募集人員は，次の表のとおりとし，この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは，これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

- ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について，推薦入学により県外から入学させることができる人数は，原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月26日(金)から1月31日(水)午前10時まで
- イ 面接等の実施日 2月7日(水) (2月8日(木)にも行うことが可能)
- ウ 選抜結果の通知 2月15日(木)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

- ア 令和6年3月中学校卒業見込みの者
- イ 当該学校，学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し，志願の動機，理由が明白，適切であるとともに，当該学校，学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。
- ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は，願書及び志願理由書を，出願の期間中に，中学校長を經由して，高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において，面接を実施する。また，小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 多部制定時制高等学校特別入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

ア 多部制定時制高等学校特別入学者選抜（以下「特別入学者選抜」という。）を実施する学校、及び特別入学者選抜に係る募集人員の入学定員に対する割合は、次のとおりである。

	学 校	募 集 人 員
1	山口県立岩国商業高等学校東分校	入学定員の25%に相当する人数
2	山口県立山口松風館高等学校	入学定員の20%に相当する人数
3	山口県立下関双葉高等学校	入学定員の25%に相当する人数

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月26日（金）から1月31日（水）午前10時まで
イ 面接等の実施日 **2月 7日（水）**（2月8日（木）にも行うことが可能）
ウ 選抜結果の通知 2月15日（木）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

令和6年3月中学校卒業見込みの者で、次のア～ウの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

- ア 当該高等学校に対する興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であること。
イ 日常生活におけるルールやマナーを守り、他人を思いやることができること。
ウ 次のいずれかの要件を満たしていること。
・ 中学校での出席状況にかかわらず、当該高等学校の教育システムの中で、意欲的に学習に取り組みたい者
・ 学校内外の諸活動に積極的に取り組んでおり、入学後も継続的に活動したい者

(4) 出 願

- ア 志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。ただし、山口県立山口松風館高等学校の昼間部については、午前部、午後部のいずれか一つに出願することができる。
イ 志願者は、願書及び志願理由書（多部制定時制高等学校特別入学者選抜用）を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・3校共通問題による検査

特別入学者選抜において、面接及び3校共通問題による検査を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書（多部制定時制高等学校特別入学者選抜用）及び面接・3校共通問題による検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月26日（金）から1月31日（水）午前10時まで
イ 面接等の実施日 **2月 7日（水）**（2月8日（木）にも行うことが可能）
ウ 選抜結果の通知 2月15日（木）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

- (3) 応募資格
周防大島町立周防大島中学校及び大島中学校のいずれかの中学校を令和6年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの
- (4) 出願
志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を經由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。
- (5) 面接・小論文
連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。
- (6) 選抜
選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

6 第二次募集

- (1) 実施学校・学科及び募集人員
第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月14日（木）に県教育委員会が発表する。
- (2) 日程
- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア 出願の期間 | |
| 全日制課程 | 3月15日（金）～3月19日（火）午後2時まで |
| 定時制課程 | 3月15日（金）～3月25日（月）正午まで |
| イ 面接等の実施日 | |
| 全日制課程 | 3月21日（木） |
| 定時制課程 | 3月26日（火） |
| ウ 選抜結果の発表 | |
| 全日制課程 | 3月22日（金）正午 |
| 定時制課程 | 3月27日（水）正午 |
- (3) 応募資格
令和6年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のもので応募できる。
なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。
- (4) 出願
出願は、第一次募集に準じて行う。
- (5) 面接・小論文・実技検査等
第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。
- (6) 選抜
選抜は、第一次募集に準じて行う。

7 秋季入学者選抜

- (1) 実施学校・学科及び募集人員
定時制課程秋季入学者選抜は、山口県立山口松風館高等学校〔普通科〕において実施する。
募集人員は、入学定員の5%に相当する人数に、第二次募集において募集人員に満たなかった場合の欠員分を加えた数とし、3月27日（水）に県教育委員会が発表する。
- (2) 日程
- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ア 出願の期間 | 7月29日（月）～8月2日（金）午前10時まで |
| イ 面接等の実施日 | 8月20日（火） |
| ウ 選抜結果の発表 | 8月27日（火）午前10時以降に中学校長及び本人に通知 |
- (3) 応募資格
中学校の卒業生又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者で、出願の時点において、学校教育法（昭和22

年法律第26号)第1条に定める学校に籍を有していないものが応募できる。ただし、高等学校又はこれに準ずる学校の単位を修得している者は出願することができない。

(4) 出 願

ア 志願者は、昼間部(午前部)、昼間部(午後部)、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、入学及び秋季入学者選抜受検願書及び出身中学校長が発行した調査書を、出願の期間中に、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文

秋季入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長が発行した調査書、面接及び小論文の結果等を資料として高等学校長が行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び令和6年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び令和6年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月1日（木）から2月15日（木）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月4日（月）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月11日（月）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月11日（月）午後3時から3月15日（金）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月11日（月）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月18日（月）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月22日（金）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。



第1章 子どもの読書活動の現状と課題

- 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、今後5年間の本県における施策の方向性や取組を示す。
- 各市町が子どもの読書活動推進計画を策定する際の基本とする。

第2章 11年における子どもの読書活動に関する現状

子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定
- 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定
- 教育におけるデジタル化の進展
- コロナ禍における子どもの読書活動の制限

第3章 第4次計画における取組方針

(1) 家庭における課題

- 子どもたちを取り巻く環境の変化による読書量低下のため、読書習慣の定着に向けた取組が必要
- 乳幼児期から読書習慣を身に付けるため、保護者への意識啓発、読書の大切さについて理解を深める活動が必要
- 子ども読書活動に関する情報提供の充実のため、様々なメディアの活用等、幅広い情報発信が必要

(2) 地域における課題

- 市町における図書館の読書環境の格差解消のため、計画的な蔵書の整備や子ども読書関連資料の充実を図る一層の取組が必要
- 多様なボランティア活動のための機会や場の提供が必要
- 司書等の資質向上のため、計画的な研修の開催が必要

(3) 学校における課題

- 学年進行に伴う読書離れの改善のため、発達段階ごとの特徴を意識した取組や読書に関心をもつようなきっかけづくりが必要
- 公立図書館のもつ豊富な資料や専門知識を活用していくため、公立図書館と学校との連携の強化が必要
- 本の貸し出しを簡単にするため、書籍のデータベース化の促進が必要
- 読書活動の推進のため、11学級以下の学校における司書教諭有資格者の配置や学校司書の配置の促進が必要

第4章 基本方針 「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、次の方針のもと、社会総がかりで、子どもの自主的な読書活動を推進

1 家庭、地域、学校等が連携した社会総がかりによる読書活動の推進

- (1) 不読率の低減に向けた読書習慣の推進
乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、高校生が主体的に読書に興味・関心をもてる取組を推進
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
読書バリアフリー法を踏まえた読書環境の整備等、多様な子どもの可能性を引き出す読書環境を整備
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
デジタル技術を活用した読書機会の確保や図書等への継続的なアクセスを可能にする電子図書館サービスや学校図書館のデジタル化を推進
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進
主体的な読書活動を行えるよう子どもの意見を聴取し、政策に反映

2 子どもの読書活動を支える人材の育成

- ・ 子どもの読書活動を支える公立図書館司書、司書教諭、学校司書の資質の向上を図る研修の充実
- ・ 読書ボランティア団体の人材育成や資質の向上を図る研修の充実

3 普及啓発活動の促進

- ・ 子どもの読書活動の重要性や効果等についての普及啓発
- ・ 先駆的、モデル的な取組の情報収集や提供
- ・ 表彰による奨励

第5章 子どもの読書活動推進のための方針

○家庭、地域、学校等、公立図書館、山口県子ども読書支援センターにおける子ども読書活動推進にかかわる取組について示す。

1 家庭における取組

- (主な内容)
 - ・ 乳幼児健診等の場を活用したブックスタートの実施
 - ・ 家族みんなで読書する家読（うちどく）の推進
 - ・ 家庭における読書活動に資する情報提供

2 地域における取組

- (主な内容)
 - ・ 公民館や児童館等の図書コーナーにおける児童図書の充実
 - ・ 地域のボランティア等の活用による子どもの読書活動の推進
 - ・ 放課後子ども教室、放課後児童クラブにおける読書活動の推進
 - ・ 地域に開放された施設における図書の貸出や読み聞かせの実施

3 学校等における取組

- (主な内容)
 - 本とふれあうきっかけづくり
 - ・ 幼稚園や保育所等における読み聞かせの充実など
 - 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ・ 学校図書館のICT化による読書環境の整備など
 - 子どもの視点に立った読書活動の推進
 - 子どもの主体的な活動を促す学校図書館運営など
 - 学校図書館の整備
 - ・ 「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく図書館資料の整備・充実など
 - 地域、読書ボランティア団体等との連携
 - ・ 地域人材や読書ボランティア団体による読み聞かせ等の実施など

4 公立図書館における取組

- (主な内容)
 - 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - ・ 障害のある人へのサービスの一層の充実など
 - デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ・ 電子図書館サービスの利用促進など
 - 子どもの視点に立った読書活動の推進
 - ・ 子どもの意見を反映したサービスの改善など
 - 図書館資料の充実と提供
 - ・ 児童図書の計画的な整備と資料の充実など
 - 読書に親しむ機会の提供
 - ・ おはなし会等の定期的な開催など
 - 学校、幼稚園・保育所、関係機関に対する支援
 - ・ 団体貸出や移動図書館の乗り入れなど
 - 運営の状況に関する評価の実施
 - ・ 運営目標に関する点検・評価の実施

5 山口県子ども読書支援センターにおける取組（主な内容）

- 家庭に向けた支援
 - ・ 新刊児童書の案内やイベントの情報提供など
- 地域・公立図書館に向けた支援
 - ・ 公立図書館職員や読書ボランティア等への研修の実施など
- 学校等に向けた支援
 - ・ 司書教諭、学校司書等の資質向上につなげる研修の実施など
 - ・ 「出前講座」を活用した授業支援や「ライぶらり」の周知と支援体制の強化
- 支援機能の充実
 - ・ 子ども読書活動の支援体制の強化など
 - ・ 特色ある実践事例の紹介
 - ・ 公立図書館や学校、読書ボランティア団体、行政機関との連携・協働の強化

6 子どもの読書活動を支える人材の育成

- (1) 公立図書館における司書の配置と資質の向上
- (2) 司書教諭及び学校司書の配置と資質の向上
- (3) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上
- (4) 読書ボランティア団体に対する支援

7 普及啓発活動の促進

- (1) 保護者に対する読書活動の普及啓発
- (2) 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発
- (3) 優れた取組に対する表彰による普及啓発

第6章 子どもの読書活動の効果的な推進

- 1 推進体制
 - (1) 県の推進体制
 - (2) 市町の推進体制
 - (3) 読書ボランティア団体との連携・協働
- 2 財政上の措置
- 3 努力目標の設定

山口県子ども読書活動推進計画

第5次計画

(素案)

令和5年11月

山口県教育委員会

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
第2章 近年における子どもの読書活動に関する状況等	
1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	2
(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定	
(2) 教育におけるデジタル化の進展	
(3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	
(4) コロナ禍における子どもの読書活動の影響	
第3章 第4次計画における取組状況	
1 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題	4
(1) 家庭における取組の現状及び成果と課題	
(2) 地域における取組の現状及び成果と課題	
(3) 学校における取組の現状及び成果と課題	
第4章 基本方針	
1 家庭、地域、学校等が連携した社会総がかりによる読書活動の推進	12
(1) 不読率の低減に向けた読書活動の推進	
(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保	
(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備	
(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進	
2 子どもの読書活動を支える人材の育成	13
3 普及啓発活動の促進	13
第5章 子どもの読書活動推進のための方策	
1 家庭における取組	14
(1) 家庭の役割	
(2) 家庭における取組の促進	
2 地域における取組	15
(1) 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組	
① 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の役割	
② 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組の促進	
3 学校等における取組	15
(1) 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組	
① 幼稚園や保育所、認定こども園等の役割	
② 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組の促進	
(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組	
① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割	
② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組の促進	

4 公立図書館における取組	19
(1) 公立図書館の役割	
(2) 公立図書館における取組の促進	
5 山口県子ども読書支援センターにおける取組	21
(1) 山口県子ども読書支援センターの役割	
(2) 山口県子ども読書支援センターにおける取組の促進	
6 子どもの読書活動を支える人材の育成	23
(1) 公立図書館における司書の配置と資質の向上	
(2) 司書教諭及び学校司書の配置と資質の向上	
(3) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上	
(4) 読書ボランティア団体に対する支援	
7 普及啓発活動の促進	24
(1) 保護者に対する読書活動の普及啓発	
(2) 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発	
(3) 優れた取組に対する表彰による普及啓発	
第6章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項	25
1 推進体制	25
(1) 県の推進体制	
(2) 市町の推進体制	
(3) 読書ボランティア団体との連携・協働	
2 財政上の措置	26
3 努力目標の設定	26

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境の整備を社会全体で積極的に推進していくことが重要です。

国では、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、令和5年3月に第5次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

本県においては、平成16年10月に「山口県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」（平成16年度～19年度）を策定して以降、5年毎に改定を行い、子どもの読書活動推進のための方策を示すとともに、各種施策を推進してきました。

こうした本県のこれまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国の新しい基本計画を参酌の上、子どもの読書活動をより一層推進するため、第5次計画を策定することにしました。

本計画は、今後5年間の本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

また、今後市町が、法第9条第2項に基づいて、各市町における子どもの読書活動の推進の進捗状況を踏まえ、子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるものです。

2 計画の期間

本計画は、国の新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、「山口県教育振興基本計画」（令和5年度～9年度）とも整合を図り、令和9年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、「読書バリアフリー法[※]」が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画[※]」が策定されました。

(2) 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、教育DX[※]を見据えた教育のデジタル化のミッションとして、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」をめざすことが掲げられました。

令和元年度補正予算において、GIGAスクール構想[※]に必要な経費が計上され、1人1台端末や家庭でもつながる通信環境の整備等、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算が計上されました。

※ 読書バリアフリー法

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)
障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律

※ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定された計画

※ 教育DX

学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育の確立をめざしたもの

※ GIGAスクール構想

児童生徒1人につきパソコンやタブレット等の情報端末を1台配備し、ICT(情報通信技術)を取り入れた新たな教育を実現する構想

加えて、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ、「GIGAスクール構想の拡充」等に必要経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速しています。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律[※]」（令和元年法律第47号）に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画[※]」（令和4年12月26日）が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示されました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくことなどが示されました。

（3）第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする「第6次学校図書館整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準[※]」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしています。

（4）コロナ禍における子どもの読書活動の影響

新型コロナウイルス感染症の発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限されました。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされました。こうした状況が、少なからず子どもの読書活動に影響を与えました。

※ 学校教育の情報化の推進に関する法律

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図り、学校教育の情報化を推進し、次代の社会を担う児童生徒の育成に資するための法律

※ 学校教育情報化推進計画

学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示したもの

※ 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

第3章 第4次計画における取組状況

1 子どもの読書活動の推進における取組の現状及び成果と課題

本県では、「山口県子ども読書活動推進計画第4次計画」に基づき、家庭、地域、学校等と連携・協働しながら、子どもの読書活動の推進のための取組を実施してきました。

第5次計画の策定に当たっては、第4次計画策定後の取組の成果と課題を検証することが重要であることから、ここでは第4次計画における家庭、地域、学校等におけるそれぞれの主な取組の成果や課題を示します。

(1) 家庭における取組の現状及び成果と課題

【現状及び成果】

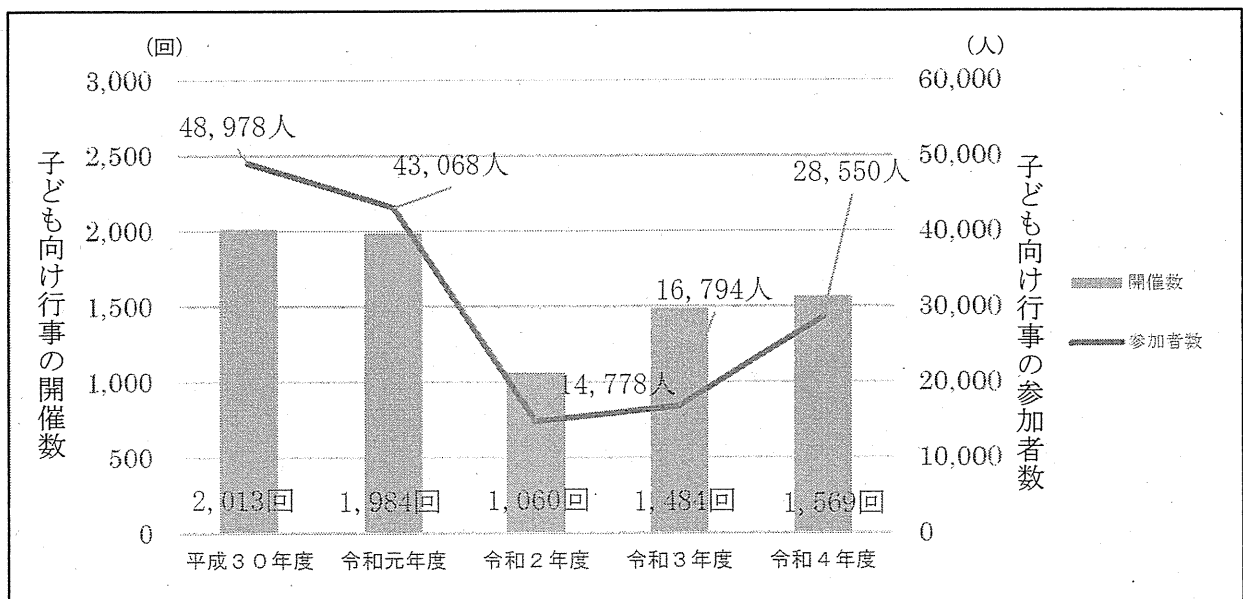
○ コロナ禍における図書館行事の実施

各学校では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により学校図書館へのアクセスが制限されました。

また、公立図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされ、子どもの読書活動にも少なからず影響を与えました。

このため、読書に関する行事は、令和2年度は行事回数、参加者数ともに大幅に減少しましたが、各図書館が可能な限り工夫して行事を開催しているため、令和3年度からは回復傾向がみられます。

【子ども向け行事の開催数・参加者数】



(令和5年度 県立山口図書館調査)

○ ブックスタート等による読み聞かせ等の実践

家庭における読書活動を推進するためには、乳幼児期から絵本の読み聞かせを行うなど、親子で読書を楽しむことが重要です。

本県では、乳幼児健診等の機会を利用し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡すブックスタート*等の取組が県内16市町で実施されており、読書に親しむきっかけづくりとなっています。

また、出産前に絵本を渡すマタニティ・ブックスタート*に取り組んでいる市もあり、今後の広がりが期待されます。

【課題】

○ 子どもたちを取り巻く環境の変化による読書量の低下

コロナ禍の影響もあり、月に1冊も本を読まない児童生徒の割合は増加傾向にあります。併せて、スマートフォン等の普及に伴い、ゲーム、動画を視聴する児童生徒の割合に増加傾向がみられることから、読書習慣の定着に向けた取組が必要です。

【学校以外で、月に1冊も本（漫画本を除く）を読まない児童生徒の割合】

	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度
小学校	24.7%	26.5%	26.6%	29.4%
中学校	30.1%	31.1%	32.7%	35.6%

※令和2年度は未調査

(令和4年度 山口県子ども元気調査)

※ ブックスタート

市町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、図書館、子育て支援センター、地域のボランティア等が連携して、赤ちゃんと保護者に「一緒に絵本を楽しむ体験」と「絵本」を手渡す活動。自治体の実態に合わせた様々な形で活動が展開

※ マタニティ・ブックスタート

妊娠期から、胎児と母親、父親が肌のぬくもりを感じながら、絵本を介して、言葉と心を通わすひと時を応援する活動

○ 保護者への意識啓発と家庭における読書の実践

令和4年度の「山口県子ども元気調査」によると、本県では小学生の約5割、中学生の約6割が保護者からあまり読書を勧められていません。

乳幼児期から読書習慣を身に付けるためには、保護者に対する意識啓発が重要であり、幼稚園や保育所、認定こども園、学校、公立図書館が連携した読書の重要性に対する理解を深める取組が必要です。

また、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して、家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）※」を支援することにより子どもの成長に応じた読書活動を支援することが望まれます。

○ 家庭への情報提供

家庭への情報提供に当たっては、読み聞かせの楽しさや読書の重要性に対する理解が促進されるよう、メディアの活用等、様々な手段により、おはなし会や本の新着情報、講座やイベント情報等に係る幅広い情報発信が必要です。

(2) 地域における取組の現状及び成果と課題

【現状及び成果】

○ 市町の読書環境の整備

県内19市町のうち、13市で49館、5町で8館、あわせて18市町57館（分館、分室含む）の図書館が整備されています。児童書の貸出冊数は、コロナ禍の影響で減少しましたが、令和3年度からは回復傾向がみられます。

図書館を設置している市町では、公立図書館から公民館等への圖書の団体貸出が実施されており、公民館等にある図書室が地域の身近な読書施設として機能するよう連携が図られています。

また、平成29年2月に山口県内図書館横断検索システム※を更新し、公立図書館や大学図書館との連携が促進され、最寄りの図書館にない資料の提供を行うことで、利用回数も増加しています。

さらに、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）における読書イベントの開催等を通じて、社会的な気運の醸成にも努めています。

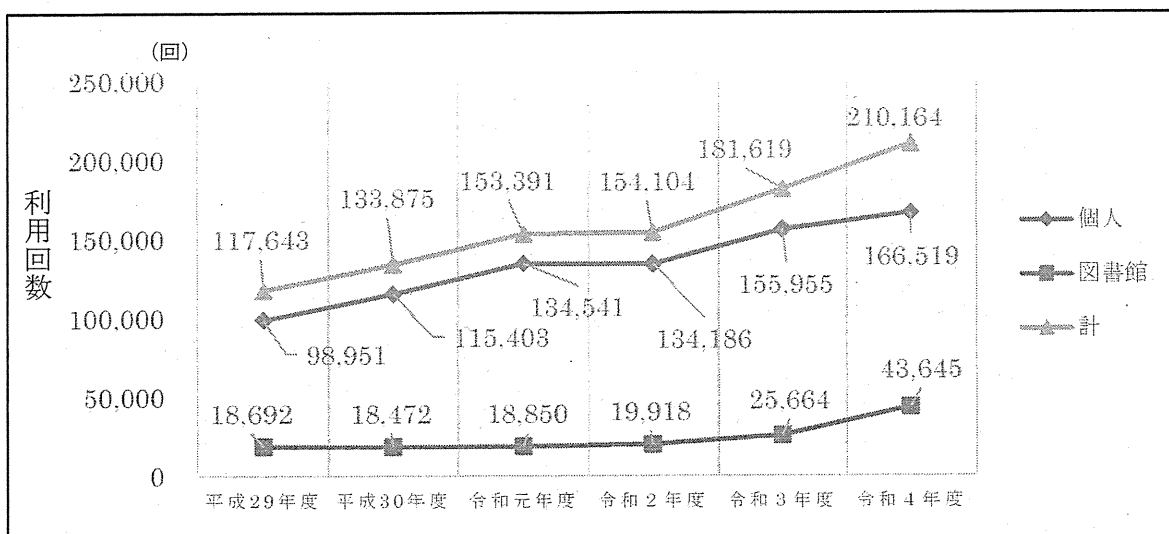
※ 家読（うちどく）

「家庭読書」の略語。「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書することで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動

※ 山口県内図書館横断検索システム

山口県内にある複数の公立・大学図書館の所蔵資料を Web 上で同時に検索することができるシステム

【県内図書館横断検索システムの利用回数】



(令和4年度 山口県子ども元気調査)

○ 山口県子ども読書支援センターの事業展開

山口県子ども読書支援センター*は、県内の読書活動の中核的組織として、各種研修会やおはなし会、新刊児童図書閲覧会等の行事の開催、市町立図書館や学校等への団体貸出、メールマガジンやホームページによる情報提供を行っています。

【山口県子ども読書支援センターの主な事業実績】

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
子どもの読書に関する研修の受講者数 (人)	412	471	223	324	351
子どもの読書に関する講師等の派遣件 数(件)	35	40	8	17	24
児童書貸出冊数(冊)	120,484	123,254	101,644	106,954	110,478
新刊児童書閲覧会参加人数(人)	128	129	87	102	125

(令和4年度 県立山口図書館調査)

※ 山口県子ども読書支援センター

「山口県子ども読書活動推進計画(第1次)」に基づき、子どもの読書活動を総合的に推進する組織として、平成16年に県立山口図書館に設置

○ 特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動の充実

平成 24 年に県立山口図書館内に整備したマルチメディアデージー室を会場とした研修会を毎年実施するとともに、活用促進のための PR 活動を行っています。

マルチメディアデージー図書[※]の所蔵冊数は、平成 29 年度の 1,948 冊から令和 3 年度の 2,513 冊に増加するなど、継続的に充実を図っています。

また、読書ボランティア団体が作成した布の絵本[※]を活用し、取組を進める公立図書館もあります。

【課題】

○ 市町における図書館の読書環境の格差

各市町で読書環境の整備が進められていますが、児童書蔵書数や貸出冊数、電子図書館の導入の有無等、市町間で読書環境の格差が生じているため、格差の縮小に向けた働きかけが必要です。

○ 読書ボランティア団体の支援

読書ボランティア団体は、公立図書館や学校図書館等で活動し、子ども読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

一方で、読書ボランティア団体の半数以上が、新規会員の獲得を課題として挙げており、読書ボランティア団体が活動を継続していくための支援が必要です。

また、多様なボランティア活動を行うための研修の機会や場の提供、学校等や公立図書館との連携の促進が必要です。

○ 司書の研修の充実

公立図書館司書の研修機会の充実のため、計画的な研修を開催するとともに、オンライン研修を含めた研修方法の工夫を図ることが必要です。

※ マルチメディアデージー図書

視覚障害者や学習障害等で読むことが困難な人のために、パソコン等で文字・音声・画像を同時に再生できる図書

※ 布の絵本

厚地の台布に絵の部分を縫い付け、スナップやボタン、ファスナー等で留めたり、外したりできるようにし、文の部分を手書きした手作り図書

(3) 学校における取組の現状及び成果と課題

【現状及び成果】

○ 全校読書の取組

子どもの読書習慣の確立に向け、全校体制で朝の読書活動等に取り組んでいる学校は、令和2年度において、小学校99.6%、中学校98.6%、県立高等学校34.7%となっています。

また、学校図書館や教室に新聞を配備している学校の割合は、令和2年度に小学校75.2%、中学校75.9%、高等学校87.8%となっており、小中学校では全国（小学校56.9%、中学校56.8%、高等学校95.1%）と比べて高い割合となっています。

【全校読書の取組状況(朝の読書活動を含む)】

()は全国の数値

	平成26年度	平成28年度	令和2年度
公立小学校	98.4% (96.8%)	97.6% (97.1%)	99.6% (90.5%)
公立中学校	89.5% (88.5%)	87.8% (88.5%)	98.6% (85.9%)
公立高等学校	32.7% (42.9%)	37.3% (42.7%)	34.7% (39.0%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

○ 読書ボランティア団体と連携した読書活動の推進

読書ボランティア団体と連携している県内の学校の割合は、令和2年度に小学校94.6%、中学校56.0%となっており、平成28年度と比べて大きく増加しています。

【読書ボランティアと連携している学校の割合】

()は全国の数値

	平成26年度	平成28年度	令和2年度
公立小学校	80.3% (81.1%)	83.8% (81.4%)	94.6% (78.7%)
公立中学校	22.2% (28.1%)	31.3% (30.0%)	56.0% (27.9%)
公立高等学校	3.9% (2.8%)	2.0% (2.8%)	2.0% (2.5%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

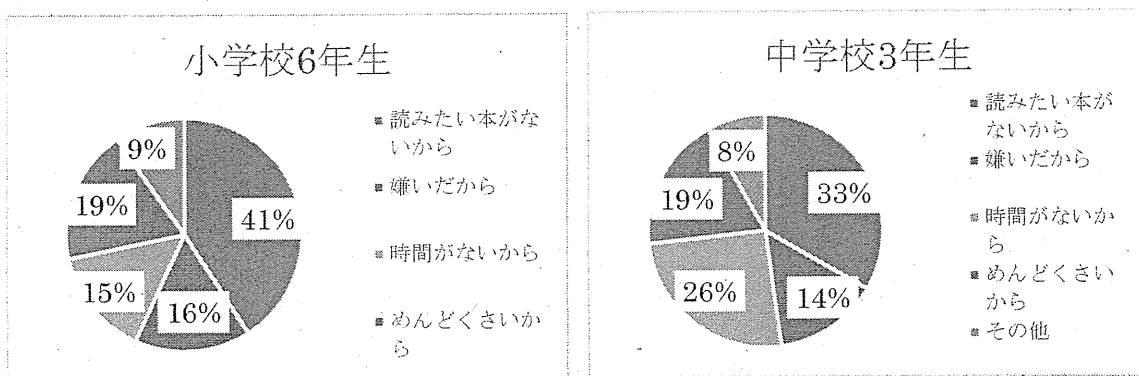
【課題】

○ 学年進行に伴う読書離れ

学校以外で月に1冊も本（漫画本を除く）を読まない子どもの割合は、令和4年度において、小学校29.4%、中学校35.6%となっており、本県においても学年が進むにつれて、読書離れが進む傾向にあります。

その主な要因として、発達段階に応じた読書習慣の形成が十分でないことや読書への関心が低くなっていることが考えられることから、発達段階の特徴に応じた取組や読書に関心をもつきっかけづくりが必要です。

【本を読まないのは、なぜですか。（月に1冊も本を読まない児童生徒）】



(令和4年度 山口県子ども元気調査)

○ 公立図書館との連携

小学校における公立図書館との連携の状況は、令和2年度において、95.0%となっており、全国平均（86.0%）より高くなっていますが、中学校と高等学校は、低くなっています。今後さらに、学校と公立図書館が連携し、公立図書館のもつ豊富な資料や専門知識を活用していくなど、公立図書館活用促進に向けた取組が必要です。

【公立図書館との連携を実施している学校の状況】 ()は全国の数値

	平成26年度	平成28年度	令和2年度
公立小学校	84.9% (79.9%)	90.5% (82.2%)	95.0% (86.0%)
公立中学校	51.6% (52.4%)	61.9% (57.5%)	56.7% (65.4%)
公立高等学校	17.3% (47.7%)	15.7% (51.1%)	24.5% (54.5%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

○ 学校図書館における蔵書のデータベース化

学校図書館の蔵書のデータベース化をしている学校の割合は、令和2年度において、小学校 73.4%、中学校 79.4%、高等学校 89.8%となっており、全国と比べて低い割合となっていることから、簡単に本を検索することができるように、データベース化を進める必要があります。

【学校図書館資料のデータベース化に取り組んでいる学校の状況】（ ）は全国の数値

	平成 26 年度	平成 28 年度	令和 2 年度
公立小学校	68.2% (71.6%)	70.6% (73.9%)	73.4% (80.5%)
公立中学校	66.0% (69.9%)	72.1% (72.7%)	79.4% (79.3%)
公立高等学校	98.1% (90.5%)	98.0% (91.3%)	89.8% (92.2%)

(令和2年度 文部科学省 学校図書館における現状に関する調査)

○ 11 学級以下の学校における司書教諭有資格者、学校司書の配置

学校図書館法で配置が義務付けられている 12 学級以上の学校については、司書教諭を配置していますが、11 学級以下の学校における配置率は、令和4年度において、小学校 47.4%、中学校 42.0%、高等学校 100%となっており、読書活動の推進のためには配置率を上げていく必要があります。

また、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資する学校司書の配置率は高いものの、他の職務や複数校を兼務している学校司書が多いことから、適切な配置を進めていく必要があります。

第4章 基本方針

「山口県教育振興基本計画※」の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものです。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にそのための環境づくりに努めることが必要です。

このことから、次の方針のもと、社会総がかりで子どもの自主的な読書活動を推進します。

1 家庭、地域、学校等が連携した社会総がかりによる読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が連携し、社会全体で取り組むことが重要です。幼保・小・中・高と切れ目のない読書活動の推進を行うことにより、全ての子どもたちが、あらゆる機会にあらゆる場所で本や活字に親しむことができるようにするとともに、子どもが主体的に読書活動を行えるよう、「山口県の地域連携教育※」の仕組みを生かして、社会全体で必要な体制の整備に努めます。

(1) 不読率の低減に向けた読書活動の推進

全ての子どもたちが本に接することができるようにすることが重要です。特に乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生等が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもち、主体的に読書活動が行えるように取組を推進します。

※ 山口県教育振興基本計画

教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、「確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」「新たな時代を創造する人材を育む教育の推進」「誰一人取り残されることのない教育の推進」「学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進」「生涯を通じた学びの充実」「豊かな学びを支える教育環境の充実」の6つの柱に沿って本県の教育課題に対応した諸施策を総合的・計画的に推進していくための計画

※ 山口県の地域連携教育

人づくりと地域づくりの好循環の創出をめざして、コミュニティ・スクールと家庭、地域住民、企業・大学等の連携・協働により、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子どもの豊かな学びや育ちを実現していく教育

(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

多様な子どもたちの読書機会を確保するため、「読書バリアフリー法」を踏まえたアクセシブルな書籍[※]や電子書籍の充実等、公立図書館や学校図書館の読書環境の整備を推進します。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

公立図書館や学校図書館において、図書館資料の充実を図り、読書環境の整備を推進するとともに、デジタル技術を活用した読書機会の確保や図書等への継続的なアクセスを可能にするための電子図書館サービスの利用、学校図書館における ICT 活用を推進します。

(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもがそれぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるようアンケート等で得た子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に政策に反映し、子どもの視点に立った読書活動を推進します。

2 子どもの読書活動を支える人材の育成

司書教諭や学校司書、公立図書館司書は、図書館資料の選択、収集、提供や子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施等、子どもの読書活動の推進において重要な役割を担っています。

また、読書ボランティア団体は、読書に親しむ様々な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与していることから、これらの人材の資質向上を図る研修の充実を努め、継続して育成していくことが重要です。

3 普及啓発活動の促進

子どもの読書活動に関する関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るために、子どもの読書活動に対する理解が深まるようなイベントや講座の実施、ICT 等を活用した情報提供、優れた取組に対する表彰による奨励等を通して普及啓発に努めます。

※ アクセシブルな書籍

「読書バリアフリー法」第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。
点字図書、拡大図書、録音図書、さわる絵本、布の絵本等、視覚障害者等が、その内容を容易に認識することができる書籍や電子書籍

第5章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における取組

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

また、家庭における読書は、本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として有効なことから、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが大切です。

さらに、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合うなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

(2) 家庭における取組の促進

- ・ 乳幼児健診等の場を活用したブックスタート等の取組において、乳幼児への読み聞かせの方法を説明しながら保護者に絵本を手渡すなど親子での読書活動につながる実施方法の工夫をしていきます。

また、ブックスタートやマタニティ・ブックスタートの取組についても周知を図り、普及に努めます。

- ・ 子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることをめざす「家読（うちどく）」を推進するため、家読の取組方法についてリーフレット等で紹介します。
- ・ 公立図書館において、子どもの発達段階に応じたお勧め本の紹介やおはなし会等、家庭における読書活動に資する情報を図書館だよりやホームページ等を通して提供します。

2 地域における取組

(1) 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組

- ① 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の役割
公民館等では、図書室等による図書の貸出や、読み聞かせの実施等、地域に密着した読書活動の機会を充実させるとともに、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域住民等と協働しながら、子どもの読書活動の機会を提供することが求められます。

また、児童館においては、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われ、子どもが読書に親しむ契機となっていることから、活動の一層の充実が望まれます。

さらに、放課後や休日に子どもたちが集まる子ども教室や児童クラブ等においても、多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を継続的に行っていくことが重要です。

- ② 公民館や児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における取組の促進
- ・ 公民館や児童館等の図書コーナーにおける児童図書の充実を図り、手軽に本を借り、本を読める場を提供できるよう促します。
 - ・ 地域のボランティア等、多様な人々の参画を得ながら、子どもの読書活動が推進されるよう促します。
 - ・ ブックリストやイベント等の情報提供、子ども読書ボランティア団体との連携により、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおいて、読み聞かせ等の読書活動が推進されるよう促します。
 - ・ 子育て支援拠点等、地域に開放された施設では、未就園児や保護者等に対して、図書の貸出や読書に関する情報提供が行われたり、読み聞かせなどの読書活動が実施されたりするよう促します。

3 学校等における取組

(1) 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組

- ① 幼稚園や保育所、認定こども園等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが望まれます。

また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を行い、保護者に対してその大切さや意義を広く普及することが求められます。

② 幼稚園や保育所、認定こども園等における取組の促進

- ・ 読み聞かせ等を通じて、子どもが読書の楽しさに触れ、本とふれあうきっかけづくりを促します。
- ・ 子どもが絵本や物語に親しむために、安心して図書に触れることができるよう図書コーナーの整備・充実を促します。
- ・ 公立図書館が行う幼稚園、保育所、認定こども園等を対象とした団体貸出等を活用し、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備を促します。
- ・ 保護者の参加行事等を捉え、保護者に絵本の読み聞かせなどを行い、一緒に読書を楽しむことの重要性や読み聞かせの方法等を普及するよう促します。
- ・ 異年齢交流において、小学生や中学生等が幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になる工夫を促します。

(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組

① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

「学校教育法」において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。

また、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においても、言語活動を充実させることや、学校図書館の計画的な利用による児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが示されています。

これらを踏まえ、学校においては全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、各教科等を横断的に捉えるとともに、学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する計画に基づいた計画的・継続的な学校図書館の利活用が求められます。

② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組の促進

ア 多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・ 子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けるため、それぞれの発達段階に応じた取組を推進します。
- ・ 朝読書や読書の時間等を活用した全校読書の取組を引き続き奨励し、内容の充実を促します。

- ・ 主体的な読書活動を促進するため、子どもが中心となった「読書会」「書評合戦(ビブリオバトル)」「ペア読書※」「味見(あじみ)読書※」「まわし読み新聞※」、ゲーム感覚で実施される「アニメーション※」「本探しゲーム」などの取組を推進します。また、山口県子ども読書支援センター考案の「ライぶらり※」の普及に努め、読書活動に親しむことができるよう促します。
- ・ 子どもの豊かな読書経験を充実させるため、様々な興味・関心に応じた魅力的な学校図書館資料の整備・充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもの読書活動を推進するため、様々な障害に対応した図書館資料の整備・充実、1人1台端末やマルチメディアデジタル図書等の活用、読書ボランティアによる読書活動支援の取組を奨励します。
- ・ サピエ(視覚障害者教育情報ネットワークシステム)※の活用等により、点字図書や全国の点字図書館の点字データの利用を促します。

イ デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・ 読み上げ機能や文字を拡大することが可能な電子書籍の利用を促すため、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備を促します。
- ・ 学校図書館情報をデータベース化したり、公立図書館と連携したオンライン化を進めたりするなど、学校図書館のICT化に努めます。

※ ペア読書

家族や他学年、クラス等様々な単位の2人がペアになって一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつながる活動

※ 味見(あじみ)読書

グループになり、3~5分間と決められた時間で順番に5~10冊程度の本をすべて試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組

※ まわし読み新聞

新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する活動

※ アニメーション

読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる読書指導の1つ

※ サピエ(視覚障害者情報提供ネットワークシステム)

視覚障害者をはじめ、目で文を読むことが困難な人に対して、様々な情報を点字・音声データなどで提供するネットワーク

※ ライぶらり

学校図書館の蔵書を活用した図書館探検の手法。児童・生徒の主体的・対話的な読書活動を推進するため、平成30年度に山口県子ども読書支援センターにおいて考案

ウ 子どもの視点に立った読書活動の推進

- ・ 子どもが主体的に学んだり、楽しんだりできるよう、子どもの視点に立った読書活動を進めるとともに、子どもの自発的な図書館の活用を支援することが求められます。このため、アンケート等を通して子どもの意見を聴取する機会を確保するとともに、委員会活動等で子どもが学校図書館の運営に主体的に関わり、読書を広める活動を支援します。
- ・ コミュニティ・スクールの取組において、読書に関する課題を分析し、家庭や地域と一体となった取組を促します。

エ 学校図書館の整備

- ・ 国の「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、図書館資料の整備・充実が図られるよう促します。
また、新聞を活用した学習の充実を図るため、新聞の複数配備を促します。
- ・ 読書や学習スペースの確保等、学校図書館施設の整備等を通じて、子どもが利用しやすい学校図書館の環境づくりを促します。
- ・ 団体貸出の活用等、公立図書館との連携による図書館資料等の整備・充実を促します。
- ・ 様々な団体との連携・協働による学校図書館の整備等、社会総がかりで子どもの読書環境の整備を推進する取組を促します。

オ 地域、読書ボランティア団体等との連携

- ・ 地域の人材や読書ボランティア団体による読み聞かせ等の実施や地域の実情に応じた学校図書館の開放等により、子どもの読書活動を支援する取組を促します。

4 公立図書館における取組

(1) 公立図書館の役割

公立図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準[※]」等に基づき、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の取組を推進する役割があり、その管轄する自治体において、図書館サービスの充実を図ることが求められます。

また、公立図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な蔵書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について司書等に相談することができる場所です。

さらに、公立図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会やおはなし会、本の展示等を実施するほか、読書ボランティア団体の支援や活動の機会・場所の提供、研修も行っており、読書の大切さを広める場でもあります。

(2) 公立図書館における取組の促進

① 多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・ 「読書バリアフリー法」、「読書バリアフリー基本計画[※]」、「望ましい基準」を踏まえ、障害のある人へのサービスの一層の充実を図るとともに、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を実施できるようマルチメディアダイジー図書、さわる絵本、布の絵本、点字図書、大活字本、LLブック[※]、音声図書等の資料の収集や利用に関する情報の発信を促します。
- ・ アクセシブルな書籍や電子書籍等の整備・提供に努め、活用に関する紹介コーナー等を設置することで、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。
- ・ 日本語を母語としない子どもや保護者に対するサービスの充実を図るため、地域の実情に応じた外国語資料等の収集に努めます。
- ・ 公立図書館から遠距離に居住する子どもの読書活動を推進するため、移動図書館の利便性の向上や学校図書館、公民館等にある図書室との連携を促進します。

※ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（望ましい基準）
図書館法第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする基準

※ 読書バリアフリー基本計画
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和2年7月策定）

※ LLブック
LLはスウェーデン語の「読みやすい」の略。知的障害や学習障害等がある人々も楽しめるよう、イラストや写真、記号を多く添えた本

- ② デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・ ホームページの開設やメールマガジンの配信、SNS の活用等、ICT の活用による情報発信の充実を図ります。
 - ・ 電子図書館サービスの利用促進を図るとともに、子どもが1人1台端末等で利用できるデジタルアーカイブ※の充実を促します。
 - ・ 山口県内図書館横断検索システムを活用し、県内の公立図書館や大学図書館との連携による資料提供の充実を促します。
- ③ 子どもの視点に立った読書活動の推進
- ・ 学校等と連携し、アンケート等を通して、多様な子どもたちの意見聴取の機会確保に努め、取組に反映することで、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集が行われるよう促します。
- ④ 図書館資料の充実と提供
- ・ 子どもの読書活動を推進するためには、公立図書館に豊富で多様な図書館資料があることが重要です。公立図書館の図書館資料の整備については、国による財源措置がされていますが、市町による児童図書の蔵書数や貸出冊数等に格差がみられるため、各自治体で児童図書の計画的な整備や子ども読書関連資料の充実を促します。
- ⑤ 読書に親しむ機会の提供
- ・ 「おはなし会」や「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）における子ども向け行事等の取組に関する情報提供に努め、地域の読書ボランティアと連携しながら、読書に親しむ機会を提供します。
- ⑥ 学校、幼稚園・保育所、関係機関等に対する支援
- ・ 図書の団体貸出等による学校図書館の図書館資料等の整備と移動図書館の乗り入れ等を通じて読書活動への支援を促します。
 - ・ 子どもを対象とした出前講座等を行うことで、より多くの子どもに読書に親しむ機会を提供します。

※ デジタルアーカイブ
デジタル技術を用いた記録と保管という意味の造語

⑦ 運営の状況に関する評価の実施

- ・ 公立図書館は、「望ましい基準」に基づきその運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等 に関して自ら点検及び評価を行い、改善していくことで、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の 機会を提供します。
- ・ 目標の設定に際しては、図書館のサービスや運営、子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に設定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう促します。

5 山口県子ども読書支援センターにおける取組

(1) 山口県子ども読書支援センターの役割

山口県子ども読書支援センターは、児童図書や子どもの読書活動に関する様々な資料・情報を収集し提供する子どもの読書活動の推進拠点です。

また、研修会や講座の開催、講師の派遣を通して、子どもの読書活動を支える人材育成の拠点となります。

さらに、各機関や団体をつなぐ連携の拠点としての役割を果たし、社会総がかりで子どもの読書活動を推進する機能も有します。

(2) 山口県子ども読書支援センターにおける取組の促進

① 家庭に向けた支援

- ・ 新刊児童書の案内や子ども読書イベント情報等を盛り込んだメールマガジンの配信、ソーシャルメディアを活用した情報を提供します。

② 地域・公立図書館に向けた支援

- ・ 市町における子どもの読書活動を支援するため、「子ども読書活動推進計画」策定のための助言を行います。
- ・ 新刊児童書の案内や子ども読書イベント等の情報を発信し、公立図書館や読書ボランティア団体が児童図書や資料を活用できる機会を提供します。
- ・ 公立図書館職員、児童館や公民館等の職員、読書ボランティア団体等を対象とした資質向上につながる研修をはじめ、読み聞かせや「ストーリーテリング*」、本の選択等の研修を実施します。
- ・ 専門的な知識を生かした「レファレンスサービス*」やホームページの充実を図り、司書や読書活動に興味のある人への情報を提供します。

③ 学校等に向けた支援

- ・ 司書教諭、学校司書等、学校図書館関係者の資質向上につながる研修を実施し、子ども読書活動に関わる人材の育成に努めます。
- ・ 学校図書館や幼稚園・保育所・認定こども園が行事や講座、研修会等を開催する際、子ども読書活動に関する知識・技術等を身に付けた人材の紹介や講師として職員の派遣を行います。
- ・ 出前講座等を通して、学校等と連携した授業支援の取組を推進するとともに、学校等への団体貸出を推進します。
- ・ 図書館と出会う読書活動「ライぶらり」の取組について周知を図り、普及に向けて支援体制を整えます。
- ・ 多様な子どもたちへの支援方法等に関する研修の充実を図ります。

④ 支援機能の充実

- ・ 子どもの読書活動関連資料を幅広く収集し、児童図書や資料の整備を進めるとともに、子どもの読書活動を支援するため、拠点としての役割が果たせるよう体制を整えます。
- ・ 公立図書館や学校図書館、読書ボランティア団体の特色ある活動や実践事例を収集し、紹介します。
- ・ 公立図書館や学校、読書ボランティア団体、行政機関のネットワーク化や相互の連携・協働の強化を促します。

※ ストーリーテリング

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせる活動。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体となって楽しむことができる活動

※ レファレンスサービス

図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供または提示すること

6 子どもの読書活動を支える人材の育成

(1) 公立図書館における司書の配置と資質の向上

- ・ 子どもの読書活動を支える司書の存在が欠かせないことから、司書が適切に配置されるよう促します。
- ・ 研修等を通じて司書の資質向上を図り、子ども読書活動の充実に取り組むよう促します。

(2) 司書教諭及び学校司書の配置と資質の向上

- ・ 司書教諭有資格者の配置の拡大に向け、引き続き、有資格者の育成に努め、11 学級以下の学校における配置を促進し、学校等における読書活動の推進を促します。
- ・ 学校図書館の活性化を図り、子どもの読書活動を支援するためには、学校司書が適切に配置されるよう促します。
- ・ 高等学校等においては、学校司書を兼務する事務職員について、司書教諭や学校図書館担当教員と連携して、組織的に業務に従事できるよう、体制の整備に努めるとともに、国の動向等を踏まえた業務のあり方等について検討します。
- ・ 子どもにとって親しみやすく、利用しやすい学校図書館づくりを推進するため、司書教諭や学校司書の研修を継続して実施し、専門性や資質の向上を図ります。

(3) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上

- ・ 幼稚園や保育所等の教員や保育士の本に親しませる意識の啓発や ICT 等を活用した取組の充実、読み聞かせなどの技能を高めるための研修を実施を促します。

(4) 読書ボランティア団体に対する支援

- ・ 読書ボランティア団体同士の連携を強化するため、公立図書館と読書ボランティア団体の定期的な情報交換や団体の活動の場を広げるための情報提供を行うよう促します。
- ・ 公立図書館において、読書ボランティア団体やボランティア等を対象にした子どもの読書活動に関する研修機会の提供を促します。
- ・ 新たなボランティアの獲得に向けた取組を推奨するとともに、育成に向けた支援体制の整備を促します。

7 普及啓発活動の促進

(1) 保護者に対する読書活動の普及啓発

- ・ 幼稚園や保育所、学校等に対して、絵本の読み聞かせの方法や子どもと保護者が一緒に読書を楽しむことの重要性を保護者に啓発するよう促します。
- ・ ICT 等を活用した情報発信を積極的に行い、イベントや講座の情報を提供します。
- ・ 「家庭の元気応援キャンペーン※」を活用し、家庭での読書活動の普及啓発に努めます。

(2) 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発

- ・ 「子ども読書の日」(4月23日)や「文字・活字文化の日」(10月27日)に公立図書館等において、その趣旨にふさわしい行事を開催し、読書活動への関心と理解を深め、読書活動を行う意欲を高めます。

(3) 優れた取組に対する表彰による普及啓発

- ・ 「山口県子ども読書活動団体表彰」において、特色ある取組を実施している読書ボランティア団体を表彰し、子どもの読書活動を奨励します。

※ 家庭の元気応援キャンペーン

「家庭教育支援強化月間(10月)」や保護者向けリーフレットの配布等による普及啓発や子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた家庭での実践活動の促進により、家庭教育の実践や地域で支え合う環境づくりを進めるための取組

第6章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

(1) 県の推進体制

① 山口県子ども読書活動推進協議会の運営

家庭、公立図書館、民間読書ボランティア団体、学校関係者等から構成する「山口県子ども読書活動推進協議会」を定期的を開催し、計画の進捗状況を検証するとともに、子ども読書に関わる人たちの連携・協力のあり方に関する協議や情報交換を通して、施策の効率的な推進に努めます。

② 山口県子ども読書支援センターの運営

「山口県子ども読書支援センター」を子どもの読書活動を推進する中核的拠点と位置づけ、公立図書館をはじめ、家庭、地域、学校等への支援や連携の強化を図ります。

(2) 市町の推進体制

① 市町子ども読書活動推進計画の策定・推進

子どもの読書活動の推進にあたっては、市町の果たす役割が重要であることから、各市町に対し「子ども読書活動推進計画」の策定と取組の着実な推進を促します。

② 公立図書館による推進

公立図書館が、子どもの読書活動の中心施設として、家庭、地域、学校等への支援を行うとともに、相互のネットワークを構築するよう促します。

(3) 読書ボランティア団体との連携・協働

① 読書ボランティア団体の活動促進

県内で活動している読書ボランティア団体等の主体的な活動を支援し、地域や学校等と連携・協働した読書活動の実践を促します。

② ネットワークの構築

読書ボランティア団体相互や公立図書館、学校等とのネットワーク化を図り、連携・協働した取組を進めます。

2 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

3 努力目標の設定

本計画の策定に当たり、以下の努力目標を設定し、子どもの読書活動を推進するとともに、その達成状況に関し、点検及び評価を行います。

努力目標	現状値	目標値 (令和9年度)
読書が好きと感じている児童生徒の割合 (山口県「学力定着状況確認問題」)	小学校 72.6% 中学校 68.1% 高校 - (令和4年度)	小学校 80.0% 中学校 75.0% 高校 50.0%
学校以外で、月に1冊も本(漫画本を除く)を読まない児童生徒の割合 (山口県「子ども元気調査」)	小学校 29.4% 中学校 35.6% 高校 - (令和4年度)	小学校 25.0% 中学校 30.0% 高校 50.0%
	※高校について今年度より調査を実施予定のため、調査後に記載 目標値は、国に準ずる数値とする	
公立図書館における子ども向け行事回数 (県立山口図書館調査)	1,569回 (令和4年度)	1,900回
公立図書館における子ども向け行事参加者数 (県立山口図書館調査)	28,550人 (令和4年度)	35,000人
公立図書館における児童書貸出冊数 (県立山口図書館調査)	3,272,136冊 (令和4年度)	3,400,000冊
公立図書館における団体貸出をした幼稚園・保育所数 (県立山口図書館調査)	298団体 (令和4年度)	330団体
全校体制の読書活動をしている学校の割合 (県教育委員会調査)	小学校 98.5% 中学校 97.9% 高校 45.1% (令和4年度)	小学校 100% 中学校 100% 高校 60.0%
読書ボランティアと連携している学校の割合 (文部科学省「学校図書館における現状に関する調査」)	小学校 94.6% 中学校 56.0% 高校 2.0% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 70.0% 高校 15.0%
授業において学校図書館を活用した県立高校・特別支援学校の割合 (県教育委員会調査)	83.3% (令和4年度)	100%
「司書教諭等研修会」等への参加者数 (県教育委員会調査)	121人 (令和4年度)	170人
県子ども読書支援センターの訪問相談・講師派遣回数 (県立山口図書館調査)	41件 (平成30年度～令和4年度における年間平均回数)	60件 (令和5年度～令和9年度における年間平均回数)
山口図書館電子図書館サービスにおけるタイトル数 (県立山口図書館調査)	4,443点 (令和4年度)	6,500点

「山口県子ども読書活動推進計画 第5次計画（素案）」

令和5年（2023年）11月

山口県教育庁地域連携教育推進課

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

TEL (083) 933-4650

FAX (083) 933-4669

